

新市建設計画

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町
合併協議会

平成25年12月変更 京丹後市

平成27年 9月変更 京丹後市

平成31年 3月変更 京丹後市

目 次

1. 新市建設計画策定の方針	1-1
2. 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町の概況	2-1
(1) 位置・地勢	2-1
(2) 歴史・沿革	2-1
(3) 人口	2-2
(4) 交通	2-3
(5) 産業	2-4
(6) 観光的視点を中心とした地域資源の分布	2-9
(7) 主な公共・公益施設	2-11
(8) 既存計画にみるまちづくりの考え方	2-12
(9) 住民意識調査の概要	2-15
(10) 新市域の特性と課題	2-18
3. 合併の必要性	3-1
(1) くらしやすい地域づくりにおける市町村の役割強化	3-1
(2) まちの活力の向上と市町村の役割	3-3
(3) 地方分権で高まる市町村の役割強化	3-3
(4) 行財政の効率化に対する市町村の積極的な取り組み	3-4
4. 新市建設の基本方針	4-1
(1) 新市の将来像	4-1
(2) 新市建設の基本方針	4-4
(3) 新市の都市構造	4-8
5. 新市の主要施策	5-1
(1) 施策の体系	5-1
(2) 新市の主要施策	5-2
6. 新市における京都府事業	6-1
7. 公共施設等の統合整備	7-1
8. 財政計画	8-1
用語集	参考 1

1 新市建設計画策定の方針

1) 計画の趣旨

本計画は、峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町、久美浜町の合併後の新市の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とします。本計画を実現することにより、6町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を図ろうとするものです。

なお、新市の進むべき方向についてのより詳細かつ具体的な内容については、本計画に基づき、新市において作成する基本構想、基本計画、実施計画に委ねるものとします。

2) 計画の構成

本計画は新市を建設していくための基本方針および、これを実現するための主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心として構成します。

3) 計画の期間

本計画における主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画は、合併後、概ね 21 年程度の期間について定めるものとします。

また、新市の基本方針を定めるにあたっては、将来を見据えた長期的視野に立つものとします。

4) その他

公共的施設の統合整備については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域間のバランス、さらに財政事情を考慮しながら逐次実施していくものとします。

財政計画については、地方交付税、国や府の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、新市において健全な財政運営が行われるよう十分留意して策定するものとします。

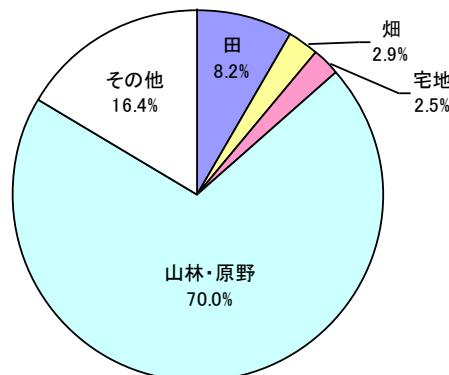
新たに誕生する市は、面積が広大になることから、全市域をカバーする事業と各地域の課題を把握したうえでそれぞれの特性を活かせるような事業をハード、ソフトの両面にわたり、効果的に実施していくものとします。

(1) 位置・地勢

新市は、京都府の北西部、京都市から直線距離で約 90km に位置しています。東西に約 35km、南北に約 30km 広がり、面積 501.83km² を有しています。

地形は、中国山脈の流れを受けた標高 400～600m の山々が連なる山稜が広がり、中央部には盆地、北端には 3 町にまたがって連なる海岸といった形状を成しています。また海岸部は、東側が若狭湾国定公園に、西側が山陰海岸国立公園に指定されています。土地利用の状況は、全体の 70.0% が山林・原野、田畠が 11.1%、宅地は 2.5% となっています。

気候は、四季の変化に富み、春は、比較的晴天の日が多く果樹の花園となります。夏は、暑い日が続き海岸地域は海水浴客、山間部はキャンプの客で賑わいます。秋は、松茸、果物、農作物等の収穫で潤い、晩秋には「うらにし」と呼ばれる、ぐずついた天候が続きます。冬は、日本海が荒れ模様となるますが、カニ漁等の海の幸にあふれ、また山間部は積雪 1 メートルというところもあり、スキー客も訪れます。



土地利用の状況

資料：平成 14 年度交付税算定台帳数値

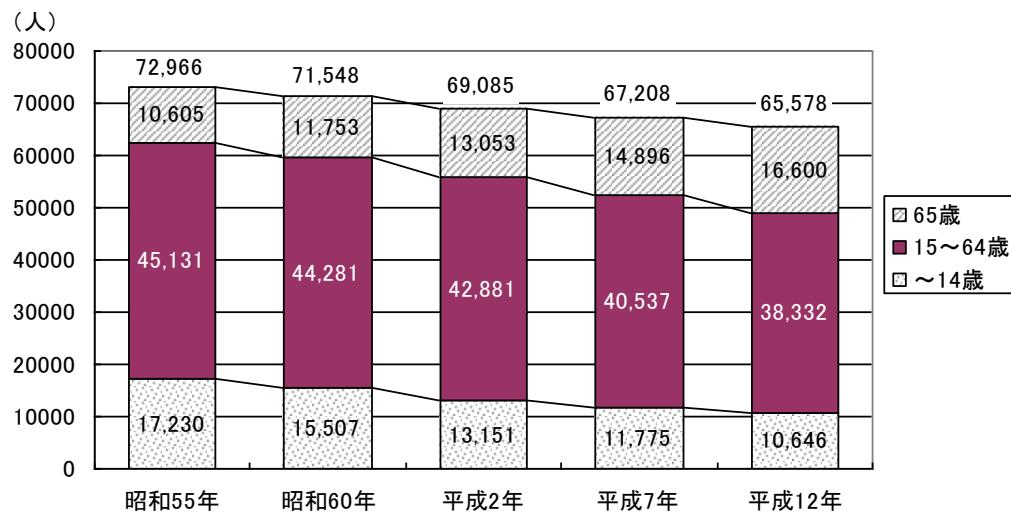
(2) 歴史・沿革

新市域では、日本海側最大の前方後円墳「網野銚子山古墳」や日本最古の紀年銘鏡「方格規矩四神鏡」など古代の繁栄をほうぶつさせる多くの遺跡等が確認されているほか、約 2,000 年前の中国の貨幣「王莽の貨泉」が出土するなど、古代から大陸との交易があったことがうかがえます。また、明治の初めには、丹後、但馬、丹波、播磨、美作の五カ国を管轄した久美浜縣の県庁舎が久美浜町内に建てられるなど、広域的な中心地としても栄えました。

(3) 人口

新市域の人口は、平成 12 年現在 65,578 人となっています。総人口は、減少傾向を示しており、昭和 55 年から平成 12 年の 20 年間で 10.1% の減少となっています。

また、年齢別人口（3 区分）をみてみると、年少人口比率（15 歳未満）が 20 年間で 7.4% 減少する一方、老齢人口比率（65 歳以上）は 10.8% 増加しており、少子高齢化が進行しています。また、老齢人口比率（25.3%）の高さが、京都府全体（17.5%）と比較しても極めて高くなっています。



人口の推移

資料：国勢調査

注)年齢別人口は、年齢不詳を除いているため、
合計が総人口と一致しない場合がある。

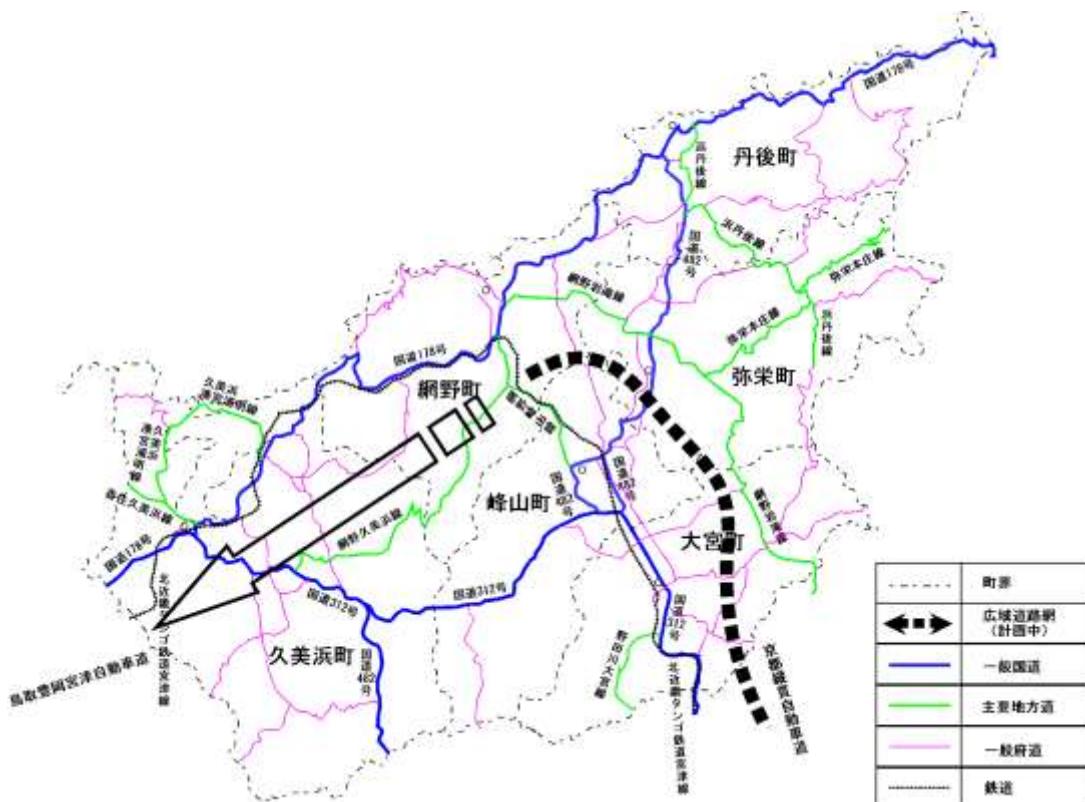
(4) 交通

交通網は、広域道路として、京都縦貫自動車道と連絡する鳥取豊岡宮津自動車道(宮津網野線)計画が予定されていますが、未整備の段階にあります。京都市までの時間距離が200分近くかかる現状であり、観光振興をはじめ、各種産業振興(都市圏を対象とした展開など)の点においても、アクセスの強化が大きな課題の一つとなっています。

主要幹線としては、国道178号、312号、482号が6町を環状に結び、これを補完する形で、主要地方道及び府道が整備されています。

一方、新市域内の道路は、道路改良率が50%に満たないなど、低い整備状況にあります。

公共交通機関については、鉄道網として北近畿タンゴ鉄道が、大宮町・峰山町・網野町・久美浜町を結んで整備されています。この路線はJR線に接続し、京都・大阪方面へ直通特急が運行されるなど、京阪神方面への主要なアクセスとなっていますが、利用者数(乗車人員)も減少する傾向にあります。また、乗合バスの利用者数も、年々減少傾向にあります。



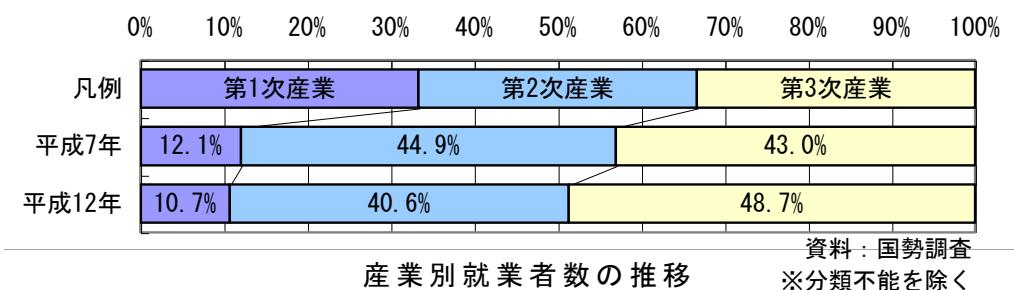
周辺の交通網

(5) 産業

1) 産業別就業者数

産業別の就業者数は、第1次産業が10.7%、第2次産業が40.6%と、京都府全体（第1次産業:2.8%、第2次産業:29.3%）の割合と比べても、極めて高くなっています。しかしながら、この第1次産業及び第2次産業は、就業者数、割合ともに近年減少する傾向にあります。

第1次産業は農業、第2次産業は製造業、第3次産業はサービス業の就業者数が多くなっています。このうち農業及び製造業の就業者数は大幅に減少してきており、地区全体の産業構造の変化に大きく影響しています。また、65歳以上の就業者割合が、第1次産業で63.3%と特に高くなっています。



65歳以上就業者（平成12年）（単位：人）			
	第1次産業	第2次産業	第3次産業
就業者数	3,729	14,135	16,933
65歳以上就業者	2,362	1,744	1,394
65歳以上比率	63.3%	12.3%	8.2%

資料：国勢調査
※分類不能を除く

2) 農業

農業粗生産額は京都府の 11.1% (H12) を占めており、近隣市と比べてもその額は高くなっていますが、その推移は、平成 7 年から平成 12 年で 9 億 5 千円、大きく減少しています。

耕種別の内訳をみてみると、米の生産額が最も多く、京都府全体の 17.2% を占めています。また、丹後国営開発農地を中心に多品目栽培されている野菜のほか、畜産の生産額も高くなっています。このほか、メロン・水菜をはじめとするハウス等を活用した新たな品目の栽培なども進められています。

農業粗生産額の推移

		(単位：千万円)
		農業粗生産額
新市域	H7	914
	H12	819
	増減	-95
	H7	11.4%
	H12	11.1%
	増減	-0.4%
京都府	H7	8,007
	H12	7,406
宮津市	H7	166
	H12	133
福知山市	H7	359
	H12	304
舞鶴市	H7	250
	H12	239

資料：京都府統計書

耕種別農業粗生産額（平成 12 年）

	総数	第1位	第2位	第3位
新市域	819	米	野菜	畜産
		402(49.1%)	155(18.9%)	81(9.9%)
京都府	7,406	野菜	米	畜産
		2,381	2,344	1,164
宮津市	133	米	野菜	花き
		58	45	10
福知山市	304	米	野菜	畜産
		163	61	52
舞鶴市	239	米	野菜	畜産
		96	71	43

資料：京都府統計書

3) 漁業

新市域では 3 町で漁業が営まれています。

魚類別漁獲量をみてみると、京都府全体の 13.8% (平成 12 年) を占めています。その内訳は、魚類が最も高くなっているほか、カニ等の水産動物類も京都府の 29.2% (平成 12 年) を占めており、平成 7 年と比較しても高くなっています。

魚類別漁獲量の推移 (単位:t)

		計	魚類	水産動物類	貝類	海藻類
新市域(うち 3 町)	H7	2,598	2,035	370	157	27
	H12	2,682	2,042	508	93	39
	H12-H7	84	7	138	-64	12
府内シェア	H12	13.8%	12.0%	29.2%	18.7%	21.0%
京都府計	H12	19,427	17,003	1,740	498	186

資料：京都府漁業の動き

4) 工業

工業は、事業所数、従業者数ともに近隣市と比べてもその数は多いものの、平成 8 年から 11 年の間に大きく減少しています（事業所数 21.3% 減、従業者数 18.5% 減）。

工業事業者数及び従業者数の推移 (単位: 事業所、人)

		事業所数	従業者数
新市域	H8	4,858	16,711
	H11	3,820	13,617
	H11-H8	-1,038	-3,094
府内シェア	H11	11.0%	4.3%
京都府計	H11	34,707	315,863
宮津市	H11	437	2,557
福知山市	H11	787	11,104
舞鶴市	H11	889	10,818

資料：事業所・企業統計

製造業についてその内訳をみてみると、事業所数及び従業者数では「繊維工業」が最も多く、いずれも過半数を占めており、近隣市と比べても非常に多くなっています。製造品出荷額等では、「輸送用機械器具製造業」が最も高く、次いで「繊維工業」となっています。

製造業の状況 (平成 12 年 上位 3 項目) (単位 : 事業所、人、百万円)

		総数	第 1 位	第 2 位	第 3 位
事務所数	新市域	2,861	繊維工業 2,347(82.0%)	一般機械器具製造業 11(3.9%)	衣服その他の繊維製品製造業 83(2.9%)
	京都府	18,153	衣服その他の繊維製品製造業 7,483	一般機械器具製造業 1,266	金属製品製造業 1,136
	宮津市	217	繊維工業 100	食料品製造業 58	衣服その他の繊維製品製造業 23
	福知山市	300	金属製品製造業 36	食料品製造業 31	その他の製造業 24
	舞鶴市	327	食料品製造業 79	金属製品製造業 41	衣服その他の繊維製品製造業 40
従業員数	新市域	9,482	繊維工業 4,798(50.6%)	輸送用機械器具製造業 988(10.4%)	一般機械器具製造業 833(8.8%)
	京都府	195,947	電気機械器具製造業 30,914	繊維工業 25,185	食料品製造業 22,812
	宮津市	1,127	衣服その他の繊維製品製造業 448	食料品製造業 294	繊維工業 173
	福知山市	6,784	電気機械器具製造業 1,034	精密機械器具製造業 852	化学工業 657
	舞鶴市	5,945	窯業・土石製品製造業 1,120	輸送用機械器具製造業 889	衣服その他の繊維製品製造業 747
出荷額等	新市域	80,260	輸送用機械器具製造業 19,920(24.8%)	繊維工業 16,216(20.2%)	一般機械器具製造業 10,988(13.7%)
	京都府	5,971,858	電気機械器具製造業 1,157,052	輸送用機械器具製造業 737,241	飲料・たばこ・飼料 679,001
	宮津市	14,589	衣服その他の繊維製品製造業 7,705	食料品製造業 4,180	繊維工業 859
	福知山市	214,856	精密機械器具製造業 40,661	電気機械器具製造業 31,666	化学工業 28,943
	舞鶴市	202,297	窯業・土石製品製造業 66,938	飲料・たばこ・飼料 39,453	輸送用機械器具製造業 33,999

資料：事業所・企業統計

5) 商業

商店数は、京都府全体の 2.9%、近隣の福知山市とほぼ同程度の数があります。

一方、従業者数及び年間商品販売額等は、京都府全体のそれぞれ 1.9%、1.4% と商店数に比べ低くなっています。

平成 6 年から 11 年までの推移をみると、従業者数がほぼ横ばいなのに對し、商店数で 8.8%、年間商品販売額等で 11.9% の減少を示しています。

商店数、従業者数、年間販売額等

(単位：店、人、百万円)

		商店数	従業者数	年間商品販売額等
新市域	H6	1,364	5,200	137,259
	H11	1,244	5,117	120,932
	増減	-120	-83	-16,327
府内シエア	H11	2.9%	1.9%	1.4%
京都計	H11	42,480	275,904	8,824,399
宮津市	H11	529	2,538	44,999
福知山市	H11	1,322	8,727	260,195
舞鶴市	H11	1,681	8,848	230,606

資料：京都府統計書

6) 観光

年間観光客数は、年間約 210 万人（平成 12 年）となっていますが、その内訳は、日帰り客が全体の 72.1% を占めています。

年間観光客数（平成 12 年実績）

(単位：人)

新市域	2,119,692
内訳	日帰り客
	割合
	宿泊客
	割合

(各町観光担当課より数値提供)

観光客の特性について、新市域を含む丹後地域 11 市町を対象としたアンケート結果をみてみると、2 回以上訪れている観光客が全体の約 8 割を占めており、冬期においてはさらに高い割合を示しています。また、夏期においては 5 回以上繰り返して訪れる割合が高くなっています。

旅行の目的は、夏期における「キャンプ・アウトドア」の割合が高く、海水浴客の集客の高さがうかがえます。また、冬期においては、「料理・特産品」、次いで「休養・保養」の割合が高く、カニ料理や温泉といった新市域内の資源を対象とした旅行が多くなっていると考えられます。

丹後地域に来られたのは何回目ですか。

(単位：人、%)

	総合計		夏		秋		冬	
	合計	構成比	合計	構成比	合計	構成比	合計	構成比
初めて	135	21.4	43	21.3	56	26.2	36	16.7
2回目	89	14.1	20	9.9	32	15.0	37	17.1
3~4回目	137	21.7	36	17.8	53	24.8	48	22.2
5回以上	97	15.3	40	19.8	25	11.7	32	14.8
10回以上	123	19.5	50	24.8	35	16.4	38	17.6
地域出身	25	4.0	7	3.5	9	4.2	9	4.2
地域内在住	26	4.1	6	3.0	4	1.9	16	7.4
合計	632	100.0	202	100.0	214	100.0	216	100.0

旅行目的は何ですか。

(単位：人、%)

	総合計		夏		秋		冬	
	合計	構成比	合計	構成比	合計	構成比	合計	構成比
(1) キャンプ・アウトドア	166	26.3	160	79.2	4	1.9	2	0.9
(2) 自然景勝地の観光	130	20.6	9	4.5	77	36.0	44	20.4
(3) 歴史・文化などの観光	56	8.9	3	1.5	44	20.6	9	4.2
(4) 休養・保養	87	13.8	11	5.5	31	14.5	45	20.8
(5) 町並みや施設などのイベント	32	5.1	1	0.5	15	7.0	16	7.4
(6) 行事・イベント	45	7.1	8	4.0	12	5.6	25	11.6
(7) 料理・特産品	117	18.5	2	1.0	20	9.3	95	44.0
(8) 仕事・学業	10	1.6	3	1.5	7	3.3	0	0.0
(9) 温泉	69	10.9	2	1.0	29	13.6	38	17.6
(10) 帰省	15	2.4	7	3.5	5	2.3	3	1.4
(11) その他	24	3.8	5	2.5	15	7.0	4	1.9
合計	751	120.4	211	104.5	259	121.0	281	130.1

資料：丹後半島「健康と保養の郷づくり」に関するビジョン調査報告書

(調査実施：平成 11 年)

(6) 観光的視点を中心とした地域資源の分布

1) 自然資源

新市域には、海、山等に代表される豊富な自然資源が分布し、新市域を特徴づける魅力となっており、代表的な観光資源などとして活用されています。

○代表的な自然資源	<ul style="list-style-type: none">・ 山陰海岸国立公園、若狭湾国定公園に代表される海の魅力（海水浴場、マリンスポーツ等での活用）・ 磯砂山・高竜寺ヶ岳等に代表される山々の魅力（ハイキングコース等での活用）・ 野間川等の渓谷の魅力（鮎釣り等の活用）・ 離湖（京都府内最大の淡水湖） 等
○希少な自然資源	<ul style="list-style-type: none">・ 琴引浜の鳴き砂・ アベサンショウウオ・ 内山山系のブナ林等の自生植物 等
○景勝地	<ul style="list-style-type: none">・ 丹後松島、夕日ヶ浦海岸、久美浜湾、経ヶ岬などの海沿いの景勝・ 太鼓山等の山地部の景勝・ 内陸部の田園風景
○自然を活用した施設	<ul style="list-style-type: none">・ 八丁浜シーサイドパーク、かぶと山公園等の臨海部のレクリエーション施設・ 森林公園スイス村等の高原の観光施設（キャンプ場 等）・ 山村体験交流センターせせらぎ等の体験施設

2) 歴史資源

新市は、大陸との交易などの歴史を伝える数多くの文化財を有しています。また、丹後七姫伝説のうち5つの伝説が伝えられるなど、歴史的資源（遺産）の宝庫となっています。これらの歴史的資源を活かした、観光への展開もみられます。

丹後七姫伝説

	伝説名	市町名
新市域内	羽衣天女	峰山町
	間人（はしうど）皇后	丹後町
	小野小町	大宮町
	静御前	網野町
	細川ガラシャ	弥栄町
新市域外	乙姫	伊根町
	安寿姫	宮津市

3) 祭り・イベント

新市域には、「水無月まつり」、「しかか踊り」といった、古くから続く伝統的な祭りが各地に残る一方で、「ドラゴンカヌー選手権大会」、「フェスタみねやま『飛天』」、「おおみや楽市・楽座」など、新たなイベントも開催されています。

4) 地場産業資源

新市域では、丹後国営開発農地を中心に栽培されているナシ、モモ、ブドウといったフルーツなど、多様な農産物が生産されています。このほかカニ料理などは、既に知名度も高く、多くの観光客を招いています。また、古くからの地場産業である丹後ちりめんは、着物素材として出荷されているほか、土産物としても各種生産されています。

5) 温泉

新市域には、泉質、湧出量に優れた温泉が数多く存在します。これらは特に海岸部に多く位置していますが、内陸部でも整備が進んできているとともに、全般的に広く分布し、それぞれ多種多様に整備されてきています。

(7) 主な公共・公益施設

新市域における主な公共・公益施設は、国や府の機関などの官公署が峰山町を中心に立地しています。また、小中学校等の教育施設、警察、消防署等の各種施設は、各町に配置しています。

このほか、峰山町、網野町の図書館といった文化的な施設や各種スポーツ施設などが各町に立地しています。

	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町
国の機関	京都地方検察庁峰山支部 峰山簡易裁判所 近畿農政局峰山統計情報 出張所 京都食糧事務所峰山支所 峰山公共職業安定所 峰山税務署 京都地方法務局峰山支局 丹後労働基準監督署			航空自衛隊第35警戒隊		
府の機関	府峰山地方振興局 府峰山保健所 府丹後教育局 府峰山土木事務所 府峰山農業改良普及セン ター 府織物・機械金属振興セン ター	府土地改良事務所		府淀高原総合牧場	府丹後農業研究所	
警察署等						
警察署	1	0	1	0	0	1
派出所	0	1	0	1	0	0
駐在所	4	3	3	2	2	5
郵便局						
郵便局	3	2	4	3	2	7
簡易郵便局	0	1	0	1	0	0
消防署						
本署	1	0	0	0	0	0
消防署	1	0	0	0	0	0
分署	0	0	1	0	0	1
分遣所	0	0	0	1	0	0
駅(KTRタンゴ鉄道)	峰山駅	丹後大宮駅	網野駅 木津温泉駅			久美浜駅 丹後神野駅 甲山駅
保育所	6	8	5	4	6	7
幼稚園	1	0	1	0	0	0
小学校	6	3	6	4	5	7
中学校	1	1	2	2	1	2
公立高等学校	1	0	1	1	1	1
給食センター	0	0	1	0	0	0
図書館	1	0	1	0	0	0
体育館	0	1	1	1	2	0
陸上競技場	1	0	0	0	0	0
野球場	1	1	0	0	0	0
ブル	0	0	1	0	1	1
総合病院	1	0	1	0	1	1
町立	0	0	0	0	1	1
町立以外	1	0	1	0	0	0
老人福祉施設	4	2	3	5	5	5
町立	0	0	0	1	3	3
町立以外	4	2	3	4	2	2
漁港	—	—	5	6	—	2
第1種	—	—	4	4	—	2
第2種	—	—	1	1	—	0
府管理	—	—	0	1	—	0

(8) 既存計画にみるまちづくりの考え方

1) まちづくりの課題に関する認識

① 情勢の変化に対する認識

国における計画（21世紀の国土のグランドデザイン）では、「地球時代」（地球環境問題、大競争、アジア諸国との交流）のほか、人口減少、高齢化、高度情報化といった時代背景を踏まえたものとなっています。

一方、各町の総合計画における情勢の変化に対する認識では、上記の視点について共通して認識されているほか、価値観の多様化、環境問題（自然の保全・回復）、産業構造に関する課題（経済の安定化、産業構造の転換の必要性）などもあげられています。

② 主要課題

各町の総合計画では、少子高齢化への対応、定住の促進、環境問題への対応、産業構造の転換、住民参画のまちづくりなどが、主要な課題として共通して認識されています。

国や府、広域圏計画においても、これらのキーワードが踏まえられているほか、地域の自立（自主性・主体性）あるまちづくりがうたわれています。

2) まちの将来像・基本目標

各町の総合計画では、将来像、基本的視点として、豊かな自然・歴史資源の重視と地域個性の創出、住民参加のまちづくり、交流の促進（人、地域）、若者の定着、生活環境の充実などがあげられています。

基本目標としては、少子高齢化への対応、産業の活性化などがあげられています。

国や府、広域圏計画においても、概ねこうした考え方は認識されていますが、このほか、より多様な交流連携、持続性のある発展、地域の個性をいかした新たな文化の創出といった視点が特に重要視されています。

各町の総合計画

	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
	第4次峰山町総合計画(H14~H24)	第3次大宮町総合計画(H12~H22)	第4次網野町振興計画(H11~H21)	第4次丹後町総合計画(H14~H24)	第2次弥栄町総合計画(H4~H13)	第4次久美浜町総合計画(H13~H23)
将来像	住む人の心と心がやさしく響きあう町 ハーモニータウン みねやま	美しく大好きなふるさと・大宮 やさしく、たくましい挑戦	海がきれい、まちが楽しい、人がかがやくふるさと網野 未来の仲間へ贈るまちづくり	ふれあい(交流) めぐりあい(循環) むすびあう(きずな) まちづくり	(総合計画タイトルより) 活き活きと豊かに暮らせる 弥栄町	「うみ、さと、やま」交流でおりなす、うるおいとやすらぎのまち
情勢(主要な変化に対する認識)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人口の課題（少子高齢化、人口減少） ■ 値値観の多様化（多様なくらしの選択性、精神的豊かさ） ■ 環境問題（自然の保全・回復、自然との共生、地球環境問題） ■ 高度情報化 ■ 国際化 ■ 産業構造（経済の低成長、産業構造の転換） ■ 行政等（地域の自立と共生、地方分権、広域行政） ■ 住民参加 ■ 交流（地域間連携、交流と連携の時代） ■ 文化的創造 					
(主要な主要課題)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 少子高齢化への対応 ■ 定住促進（人づくり） ■ 環境（自然との共生、環境問題対策） ■ 産業構造（働く場づくり、構造改革、1次産業基盤維持） ■ 住民参加（行政との協働、住民主体） ■ 文化（歴史資源の活用、教育環境の充実） ■ 交流（人、地域間、国際間、産業間） ■ 郷土への愛着 ■ 生活環境整備（福祉・医療、安全・安心なまち） ■ 行政（地方の自立、広域行政促進） ■ 高度情報化 					
(基本的な視点)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 豊富な自然資源の活用 ■ 様々な歴史資源の活用 ■ 住民の参加と行政と協働 ■ 交流の促進（人、地域） ■ 若者の定着（ひとづくり、働く場の創出） ■ 生活基盤の充実 					
(基本的な目標)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 少子高齢化への対応（いきがいづくり） ■ 若者の定住 ■ 自然との共生 ■ 個性ある郷土づくり ■ 住民参加のまちづくり ■ 産業の活性化 ■ 交流の促進 ■ 生活環境充実のまちづくり 					

全国総合開発計画

21世紀の国土のグランドデザイン（平成10年3月）	
背景	1 地球時代 (地球環境問題、大競争、アジア諸国との交流) 2 人口減少・高齢化時代 3 高度情報化時代
基本目標	<多軸型国土構造形成の基礎づくり> 多軸型国土構造の形成を目指す「21世紀の国土のグランドデザイン」実現の基礎を築く。 地域の選択と責任に基づく地域づくりの重視。
基本的課題	1 自立の促進と誇りの持てる地域の創造 2 国土の安全とくらしの安心の確保 3 恵み豊かな自然の享受と継承 4 活力ある経済社会の構成 5 世界に開かれた国土の形成
開発方式等	<参加と連携> -多様な主体の参加と地域連携による国土づくりー (4つの戦略) 1 多自然居住地域（小都市、農山漁村、中山間地域※等）の創造 2 大都市のリノベーション（大都市空間の修復、更新、有効活用） 3 地域連携軸（軸状に連なる地域連携のまとまり）の展開 4 広域国際交流圏（世界的な交流機能を有する圏域）の形成

京都府総合計画

新京都府総合計画（平成13年1月）	
キャッチフレーズ	むすびあい、ともにひらく新世紀・京都
中心となる考え方	・府民の自助・自立や府民・地域の自主性・主体性をいかした地域づくりを尊重し、府民の府政への参加・協働のもとに魅力ある京都府社会を築いていくこと ・4府総までの成果をさらにいかしていくこと
計画の課題 施策展開等	<京都府のめざす将来像> 1 一人ひとりがいきいきと暮らせる社会 2 人と自然が共生する循環型社会 3 文化・学術を創造し、世界に発信する社会 4 たくましい地域経済のもとで持続可能な発展をめざす社会 5 豊かな社会基盤が支える快適でうるおいある社会 <基本計画（施策の体系）> 1 いきいきと生きがいを持って暮らせる社会づくり 2 明るく健やかな健康福祉社会の確立 3 人と自然が共生し、文化がいきづく京都府づくり 4 たくましい地域経済と安定して働く社会の確立 5 生活と産業を支える基盤の整備
圏域（丹後地域（1市10町））の将来像	自然と歴史をいかしたやすらぎ、ふれあい交流圏の形成

広域圏計画

第2次丹後地区ふるさと市町村圏計画（平成12年3月）	
対象地域	丹後地域（1市10町）
主要課題	・地域環境の変化（新たなプロジェクトの進捗度の低下、織物業の構造不況への対応、産業構造変革） ・生活環境の変化（生活・文化の重視、圏域内外の交流の促進、魅力ある都市機能の集積） ・経済環境の変化（産業動向、社会的課題への対応、人材育成、情報発信力の強化 等） ・地域文化の確立 ・広域行政への対応
将来像	海と山野が織りなす活力ある交流ゾーン“丹後”
圏域の発展方向	・「人・モノ・情報の交流ゾーン」の実現 ・「自然環境立地型の産業交流ゾーン」の実現 ・「四季型・ネットワーク型集客交流ゾーン」の実現 ・「多自然居住型交流ゾーン」の実現

(9) 住民意識調査の概要

1) 将来像

丹後 6 町は将来的にどのようなまちになっていければよいと思われますか。

〈一般〉

1	工業・商業・サービス業などが活発で、働く場に恵まれた産業のまち	55.1%
2	海岸や海浜などの美しい景観や水・緑を生かした自然豊かなまち	52.5%
3	高齢者や障害者などすべての人が安心して暮らせる福祉のまち	47.5%
4	医療体制と健康づくり施策が充実した健康のまち	37.7%
5	保育所・幼稚園・学校が充実し、子供たちが地域で健全に育つまち	33.7%

〈高校生〉

1	海岸や海浜などの美しい景観や水や緑を生かしたまち	64.8%
2	住まいや身の回りの環境が充実した快適に暮らせるまち	31.6%
3	高齢者や障害者などすべての人が安心して暮らせるまち	28.2%
4	工業・商業・サービス業などが活発で、働く場に恵まれたまち	27.3%
5	道路やまちなみがきちんと整備されたまち	24.3%

(上位 5 項目)

2) まちの現状評価〈一般〉

現在のあなたのまちの現状について、どのように感じていますか。

〈評価の高い項目〉

1	公民館、集会場等の身近なコミュニティ施設の充実
	安全対策・体制の推進、強化 (防災、交通安全、消防体制の充実)
3	行事やイベントなどの住民交流のための機会の充実

〈評価の低い項目〉

1	工業の振興（企業誘致や地元企業の育成、起業の支援、伝統産業の活性化など）や地域内での雇用の場の確保
2	公共交通の充実（鉄道・バス路線の整備、便数の増加など）
3	地域外との行き来が便利になるような幹線道路網の整備

(上位 3 項目)

3) 将来望まれる施策

丹後6町の将来のまちづくりをすすめるにあたって、どのような施策が重要だと思われますか。

〈一般〉

1	工業の振興（企業誘致や地元企業の育成、起業の支援、伝統産業の活性化など）や地域内での雇用の場の確保	49.2%
2	地域外との行き来が便利になるような幹線道路網の整備	42.1%
3	保健・医療施設、体制の強化（病院、健康相談の充実など）	34.5%
	福祉的施設、体制の充実（老人・障害者施設の整備、高齢者対策など）	
5	子育てを支援する体制・施設の強化	22.7%

〈高校生〉

1	買物や食事が楽しめる商業施設の充実	64.5%
2	鉄道やバスなどの利便性の向上	59.7%
3	スポーツ施設などみんなが健康的な活動を行える場の充実	38.8%
4	公園や緑地など身近ないこいの場の充実	30.8%
5	働く場の創出	28.3%

(上位5項目)

4) 定住意向〈高校生〉

将来、社会人になったり、結婚したりした時に、6町内に住みたいと考えていますか。

1	6町内に住みたいと思わない	27.0%
2	6町内に住みたい	18.3%
—	わからない	54.7%

住みたいと思わない理由

1	都会に魅力を感じるから	28.9%
2	この地域に働く場がないから	28.3%
3	みんなが楽しんだり、遊ぶ施設などが少ないから	20.8%
—	その他	22.0%

住みたい理由

1	この地域が好きだから	61.9%
2	この地域で働くつもりだから	17.8%
3	家族と一緒に住みたいから	11.0%
—	その他	9.3%

5) 合併への期待と不安<一般>

- 現在、市町村合併についていろいろなところで議論されていますが、あなたは町が合併することについて、どのようなことを期待されますか、また不安に感じますか。

<合併への期待>

1	町長などの特別職や議員数の減少、職員の定員の適正化などによる行政経費の削減	62.1%
2	地域のイメージアップや存在感の向上による企業誘致、若者の定着促進	53.2%
3	道路や公共施設の効率的な整備、地域資源の連携による観光・交流活動の活性化などの広域的視点にたったまちづくり	50.7%
4	少子高齢化・過疎化の進行などの様々な課題に対応できる専門職員の確保・強化など、多様で高度な行政サービスの向上	44.5%
5	公共料金の見直し	31.0%

(上位 5 項目)

<合併に対する不安>

1	行政区画が広くなり、行き届いたサービスが受けられなくなる	71.1%
2	一部の地域だけが発展し、その他周辺部が取り残される	62.9%
3	合併後の役所（中心的な役割を担う役場）が遠くなり、不便になる	62.5%
4	公共料金が高くなり、住民負担が重くなる	53.9%
5	愛着のある現在の町の名前がなくなってしまう	20.1%

(上位 5 項目)

(10) 新市域の特性と課題

1) 若年層を中心とする定住化の促進

新市域における若年層の定住意向は高いとはいえない状況にあります。また、新市域では人口減少の傾向が続くとともに、年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口（15～64歳）の減少、老齢人口（65歳以上）の増加により、人口バランスの偏りがみられます。

このことから、人口流出の抑制に向けた取り組み、若年層にとって魅力ある環境づくり（雇用の場づくり、商業施設の充実、教育環境、子育て環境の充実など）を推進することによる定住化の促進、人口バランスの改善が求められます。

2) 高齢社会への適切な対応

新市域では、今後より一層高齢化が進行するものと思われます。福祉・保健・医療に関する施策に対する住民の要望も高いものとなっています。

このことから、福祉サービスの強化、健康の維持・増進に資する医療・保健サービスの強化といった取り組みを図るなかで、高齢社会へ適切に対応し、心豊かに住み続けられる、支えあう環境づくりが求められます。

3) 産業の振興

新市域の産業は、ちりめんに代表される第2次産業の低迷、就労者の減少や高齢化、後継者不足といった課題を有しています。住民意識調査においても、まちの将来像として「産業のまち」が、将来望まれる施策として「工業の振興や雇用の場の確保」がそれぞれ最も高い回答割合を占めており、産業の振興に対する意向は非常に高いものとなっています。

このことから、既存産業の付加価値化による競争力・魅力の強化、農林漁業の振興や後継者の育成を図るとともに、新たな産業や雇用の場の創出といった産業の振興に向けた取り組みが求められます。

4) 自然や歴史等の資源の多面的な活用

新市域には、海から川、山へと連なる多彩な自然資源が分布しています。住民が「自然豊かなまち」をまちの将来像として望む意向も、若年層を中心に非常に高くなっています。自然は新市域を代表する魅力となっています。また、かつての大陸との交易などの歴史を伝える数多くの文化財を有するなど、新市域は歴史資源の宝庫ともなっています。

のことから、これらの資源を観光等へより積極的に活用するとともに、広域的に発信できる魅力・ブランド力の強化に向けた多面的な活用が求められます。その一方で、環境保全・文化財保護等のこれらの資源を守る取り組みも重要となります。

5) 交通利便性の強化

新市域は、大都市圏との時間距離が非常に大きい状況にあります。新市域外との行き来の利便性の向上に向けた施策に対する住民要望も高くなっています。一方、現在の各町間は、通勤等の日常生活レベルから、そのつながりは非常に強いものとなっており、各町間を結ぶ交通利便性の強化が重要となります。

のことから、大都市圏等への広域的な連携を促進するとともに、新市域内の円滑な移動を支える道路交通基盤の強化や公共交通サービス網の強化が求められます。

6) 生活環境・基盤の向上

人々が新市域に住み続け、快適にくらしていくためには、既存計画でもうたわれているように、生活基盤（上下水道等の都市基盤、文化・スポーツ施設など）の充実が求められます。特に広大な面積を有する新市域においては、どこにくらしても快適な、地域バランスに配慮した取り組みが求められます。

3 合併の必要性

(1) くらしやすい地域づくりにおける市町村の役割強化

1) 生活圏の拡大への対応

交通機関・ネットワークの発達やモータリゼーション^{※2}の進展に伴い、住民の日常生活圏はますます拡大しています。新市域においても、通勤などの日常生活におけるつながりは強いものとなっています。

こうしたことから、町の区域界にとらわれない、情報化の推進や観光施設のネットワーク化等の広域的な視点に立ったまちづくり・一体的なまちづくりの推進が重要となっています。

町名	就業者数 (常住地)	自町内就業者 (構成比)	通勤先別就業者数 (単位：人、%)		
			就業上位3市町就業者数 第1位 (構成比)	第2位 (構成比)	第3位 (構成比)
峰山町	7,045	5,230 (74.2)	大宮町 493 (7.0)	網野町 297 (4.2)	弥栄町 263 (3.7)
大宮町	5,884	3,619 (61.5)	峰山町 1,009 (17.1)	宮津市 330 (5.6)	網野町 160 (2.7)
網野町	8,755	6,685 (76.4)	峰山町 922 (10.5)	大宮町 246 (2.8)	弥栄町 214 (2.4)
丹後町	3,682	2,764 (75.1)	峰山町 325 (8.8)	網野町 216 (5.9)	弥栄町 173 (4.7)
弥栄町	3,084	1,984 (64.3)	峰山町 538 (17.4)	網野町 161 (5.2)	大宮町 140 (4.5)
久美浜町	6,376	4,505 (70.7)	豊岡市 844 (13.2)	峰山町 371 (5.8)	網野町 228 (3.6)

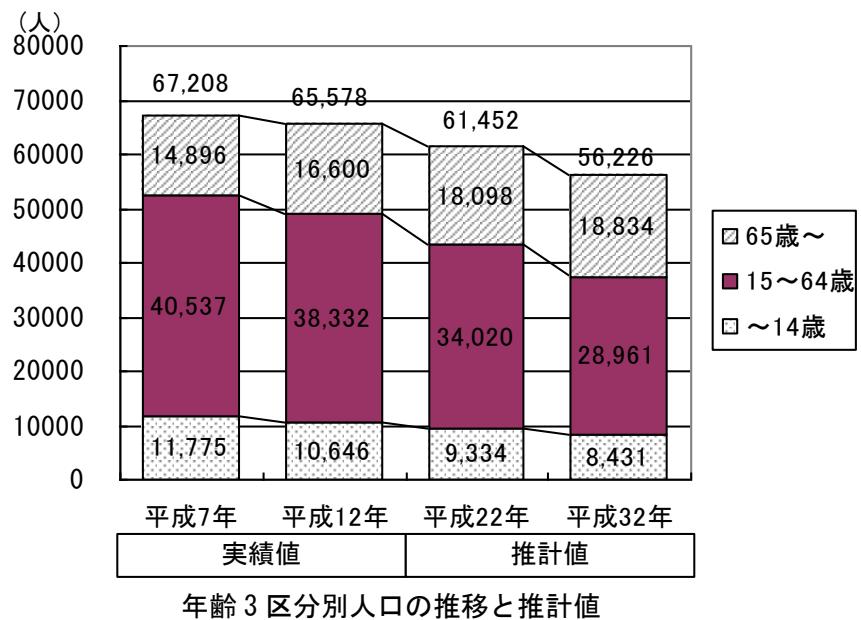
資料：平成12年国勢調査

2) 少子高齢化への対応

本格的な少子高齢化が急速に進み、社会構造は大きな転換期を迎えようとしています。

新市域においても、人口は減少傾向を示すとともに、少子高齢化の傾向が進んできています。こうした状況のなか、雇用の場の確保や産業の活性化とともに、保健・福祉・医療の充実・強化といったくらしやすい地域づくりの視点からの施策が強く求められています。一方、このために必要となる行政経費を負担する納税者（生産人口）の減少と行政サービス需要の増加というアンバランスが予想されており、これらの課題に効果的かつ効率的に対応し

ていくことが課題となっています。



年齢3区分別人口の推移と推計値

* 実績値は国勢調査による

* 推計値は実績値を用い、コーホート要因法により算出

3) 多様化する住民ニーズへの対応

住民の価値観・ニーズは多様化しています。また、環境問題、福祉、その他の様々な行政課題に対して、市町村行政が適切に応えていけるような体制づくり・施策の強化を進めていく必要性が高まっています。

新市域においては、住民意識調査結果にも表れているように、自然環境を活かしたまちづくり、産業振興や新たな雇用創出等への、より一層の取り組み強化が求められています。また、将来の地域間競争を考えると、高度情報化、環境保全、教育等の様々な面に留意しながら、いかに魅力ある個性的な取り組みを行っていくかが重要です。

このような課題に現在の各町が単独で対応するには限界があります。人的・財政的な対応を可能とし、積極的な役割を果たすための新しい体制の構築が必要となっています。

(2) まちの活力の向上と市町村の役割

人口減少が見込まれるなか、まちの活力を維持・強化していくためには、未来を担う人材を育成するとともに、まちのにぎわいを創造することが重要となります。

合併を契機に、6町が一体となることで、現在の各町が有する資源（自然環境、歴史資源等）を共有することや、数多くの人材、多様なアイデアを集めることができます。こうした広域的な視点に立つことで、観光的魅力の強化や、住民活動の広がり等が期待され、まちの活力の維持、強化へ向け大きなメリットを生むものと考えられます。

また、こうした取り組みの推進や、新市の誕生は、まちのイメージアップへの効果も期待されます。

(3) 地方分権で高まる市町村の役割強化

個性豊かで活力に満ちた地域社会を目指す社会において、地方分権の推進主体である市町村の役割は、一層重要なになってきています。

地方分権の推進により、国や府県から権限の委譲が進むなか、自治体には「自己決定・自己責任」能力が強く求められることになります。この場合、自治体の人的・財政的能力の違いが、住民への行政サービスの差や地域振興、まちの活性化などに直接的に影響することが予想されます。

このため、住民ニーズ、地域の特性、時代の変化に応じたまちづくりを適切に進めていく「主体性」や、財政基盤や社会環境等の変化に対応できる「自立（律）性」が重要となります。従来のように国や府に依存して事務を処理するのではなく、自ら政策を企画立案し、住民に説明し、実施することが必要となります。

こうした地方分権の推進に適切に対応していくためには、より有能な職員の確保、専門的人材の育成などを進めていくとともに、より簡素で効率的な行政運営を図っていくことが必要であり、現在の町の体制のままでは対応が厳しい状況にあります。

(4) 行財政の効率化に対する市町村の積極的な取り組み

1) 厳しい財政状況への対応

国、地方を合わせた長期債務残高は、平成14年度末で693兆円（国民1人当たり約544万円）に達する見込みであるなど、国や地方の財政は極めて厳しい状況にあります。

このような状況のなか、地方交付税制度の見直しが論議されるなど、地方自治体はさらに厳しい財政運営を強いられることは必至と考えられます。また、住民ニーズの多様化や地方分権の進展への対応も求められる状況のなか、将来的には小規模市町村ほど厳しい財政運営を迫られることが予想されます。

現在の各町は、財源を国や府からの交付金や補助金に依存する割合が高く、自主財源は20～41%（平成13年度）となっています。また、地方債残高は各町ともに増加する一方、積立金残高は近年減少の傾向を示しています。さらに、公債費^{※3}、扶助費^{※4}、補助費^{※5}等の経常的経費が、近年高まる状況にあり、新しい行政ニーズに対する財政的余力が減少しています。

このように各町の財政は、極めて厳しい状況にあり、現状の住民サービスを維持し、さらに住民サービスを向上させていくことは、困難な状況にあります。

限られた財源の中で、より効率的な財政運営を確立するためには、人件費など管理経費の削減等による経費の効率化を図るなど、合併を契機とした行財政基盤の強化が必要となります。

2) 納税者としての住民の意識への対応

厳しい地方財政状況の下、地方税の充実確保を図っていくうえで、納税者、生活者である住民の幅広い理解を得なければなりません。

民間企業等においても雇用調整等の経営合理化策等が講じられている社会経済情勢の下、地方自治体においても、徹底した行財政改革を実施する必要があります。

(1) 新市の将来像

新市建設に向けた将来像と基本的な考え方（基本理念）を以下のように設定します。

<将来像>

ひと、みず、みどり　歴史と文化が織りなす交流のまち

<基本理念>

豊かな自然や歴史・文化の恵みを住民のくらしに積極的に活かしていきます

ともに支え合い、安心して暮らせる健康・福祉のまちづくりをめざします

ひとが育ち、未来に飛躍するにぎわいのあるまちづくりを進めます

基本理念

■豊かな自然や歴史・文化の恵みを市民のくらしに積極的に活かしていきます

新市域の海・山・川の豊かな自然環境や歴史・文化、自然の中で育まれた農林水産資源は、独自の大きな特色・魅力であり、郷土の象徴となっています。

こうした「恵み」を、新市の誇り・宝として、次世代に引き継ぐとともに、全国(世界)に発信していきます。

また、自然のもつ「心身のリフレッシュ効果、素材の魅力等」は大きな力と可能性を有していることから、市民生活の豊かさに、まちの魅力・個性づくりに、積極的に活かしていくまちづくりをめざします。

こうした自然や恵みに日常的にふれ親しむ機会を増やすことで、地域(資源やひと)への愛着や誇りをより一層高めていきます。

■ともに支え合い、安心して暮らせる健康・福祉のまちづくりをめざします

少子高齢社会の進行等を反映して、福祉や健康（医療）に関する住民要望が高くなっています。

このため子どもが健全に育ち、女性が安心して働くことのできるまちづくりをめざします。

また、長寿社会や健全な社会を支える基本は健康にあり、医療・保健・福祉サービス・体制の充実・強化をめざします。

さらに、効果的な医療・保健・福祉サービスの提供のためには、市民自らの主体的な取り組みが不可欠であり、「日常的な健康管理の推進」や、「ボランティア活動など市民が相互に助け支え合う環境づくり」が重要であります。こうした取り組みが促進されるまちづくりをめざします。

また、新市域の魅力である自然を活かし、健康増進・スポーツ活動等を支援する環境づくりなど、特色ある取り組みの推進をめざします。

■ひとが育ち、未来に飛躍するにぎわいのあるまちづくりを進めます

住民意識調査にも強く表れているように「雇用の確保」と「にぎわいの創出（商業・娯楽施設的な機能の強化）」が大きな課題となっています。

このため、既存の産業の振興はもとより、新たな企業の誘致や商業サービス機能の強化、多様な産業、高等教育機関との連携による競争力の強化をめざします。また、新市域の特性である自然の「恵み」の積極的活用や、観光振興等による交流人口の増大に対応した各種産業の活性化を進めていきます。

加えて、交通・情報基盤などの多様な交流基盤・環境づくりにより「人と人、人と地域、地方と大都市（海外）との交流促進」を図ります。

また、近年の厳しい社会経済環境のなか、産業の活性化やまちのにぎわい・活力づくりを進めていくためには、社会環境の変化に柔軟かつ適切に対応していくけるよう「自立した主体的な市民の取り組み」が重要であると考えます。

このため、「市民」自らが、産業・文化・生涯学習等の様々な面で、創造的な活動を活発に行うことができる「環境づくり」を進め、新市の文化的発信力を高めていくまちづくりをめざします。

また、創造性・自主性・個性等を尊重した教育・育児環境の充実など、未来の新市を担う豊かな人材が育っていくまちづくりをめざします。

さらには、こうした市民の自立（律）した取り組みを支える行政は、透明性を確保し、かつ、効率性をより高める仕組みを導入することにより、市民・企業とお互いに連携を強め、まちの活力を育て、支え合うことが可能となります。こうした取り組みが行える市民参加型のまちづくりを進めていきます。

(2) 新市建設の基本方針

1) 思いやりと健全な心身をそだてるまち

健全な市民生活を支える基本は、健康にあるといえます。

少子高齢化がますます進行する社会においては、すべての人たちが健康的に自立した生活を送れるような環境を形成していくことが重要です。

また、広大な面積を有する新市においては、どこに住んでいても不安の無い生活ができる、医療・福祉体制の構築が必要不可欠です。

そのため、市民の健康維持・増進につながる医療施設・サービスの充実・連携を図るとともに、福祉関連施設の効率的整備、専門スタッフの充実等、全般的に高度なサービスの提供を行っていきます。

さらに、子どもからお年寄りまで、健康・スポーツ活動を日常的に楽しめる環境づくりを推進するとともに、全般的に分布する温泉などを活かした、心身にわたる健康支援、くつろぎの機会充実を図ります。

2) 地域の産業を活性化し、働く場を創出するまち

新市域の産業は、ちりめん産業の低迷、就労者の減少や高齢化、後継者不足といった課題があり、まちの活力の維持・強化に向けても、産業の活性化は必要不可欠です。

産業の活性化に向けては、各産業に係わる基盤施設の充実を図る一方で、合併を契機として、より広域的な視点から、技術、人材、情報等の集積、連携の強化に努め、新たな特産品の開発や高付加価値化、自然・歴史資源等を活かした観光レクリエーション施設のネットワーク化といった取り組みを推進します。

また、地産地消^{※6}のための仕組みづくりなど、社会経済情勢の変化への対応力が強い、自立ある産業構造づくりを推進します。

さらに、幅広い人材活用やUJTIターン^{※7}支援など、新たな就労の場づくり、人材・企業の育成を図ることで、活気ある産業環境の育成・強化を図ります。

3) ひと・地域の連携を推進する交流のあるまち

交流は、にぎわいや刺激を生み、地域の結びつき・愛着を育むものです。

こうした交流の促進に向け、道路や鉄道といった、京阪神等との広域的な交流に資する交通基盤づくりを進めます。

また、新市が有する資源や機能を共有し、効果的かつバランスある発展を図るため、観光レクリエーションの拠点や市街地等を結ぶ地域内幹線道路の整備、バス網等の公共交通サービスの充実・強化を図り、新市内の連携に資する交通基盤を強化・推進します。

その一方で、各地で受け継がれてきた歴史・文化・スポーツ活動等の継続的な推進を図るとともに、新市としての新たなイベント等の交流活動を支援することにより、新市一体としての郷土意識を醸成し、さらにはより広域的かつ活発な交流人口の増大を目指します。

4) 自然や歴史などの地域資源を守り活かすまち

新市域には、全国的にも希少性の高い鳴き砂、アベサンショウウオ等に代表される豊かな自然が残されており、独自の大きな特色・象徴となっています。また、大陸との交易などの歴史を伝える文化財や多くの伝説などに代表される歴史資源も貴重な財産です。

こうした自然や歴史資源を新市の宝としてよりよい形に育て、次世代に引き継ぐことは、私たちの責務と考えます。

このため、自然や歴史資源の保全・保護に努めます。さらに、それぞれの特色・魅力の強化を図り、多様な余暇活動ニーズに即した観光・レクリエーション施設としての整備など、新市内外の人が、自然や歴史の魅力を享受できる環境づくりを推進します。

その一方で、地球規模の環境問題が問われているなか、日常的な社会活動の場における自然環境への取り組みの重要性も増してきています。省エネルギー^{※8}化、リサイクル^{※9}活動等を、市民の日常生活、産業活動等の様々な分野で推進し、資源循環型のまちづくりを進めます。

5) 快適なくらしをささえる生活基盤の整ったまち

新市が将来にわたって活力を維持していくためには、子どもからお年寄りまで、住みつけたくなる居住環境を形成し、定住化を促進していくことが必要です。

この、定住促進のためには、日常的な生活空間において、安全で安心して生活でき、快適性や利便性の高い環境づくりを進めていくことが重要です。

このため、自然環境の保全や市街地整備等との整合性に留意しつつ、身近な道路網や下水道整備等、安全で利便性の高い生活のための基盤整備を促進します。さらには、身近な公園・広場の充実など、市街地・集落環境のより一層の向上に資する快適でうるおいある場の形成や、防災・防犯体制の充実等、市民が安心して生活できる環境づくりを推進します。さらに、地域情報化に向けた基盤及び体制づくりを推進し、新市の魅力をPRする情報の発信、生活を豊かにする各種情報サービスの提供を行うとともに、双方向の情報の受発信機能を活用し、行政—市民間、市民—市民間等のコミュニケーション^{※10}の機会の提供など、様々な方面にわたる市民生活の魅力や利便性の向上を図ります。

6) 豊かな人間性をはぐくむ教育・文化のまち

地域への愛着を深めるには、まずその価値を知ることが第一歩となります。

そのためには、新市が有する自然・歴史等の資源と日常生活の中で身近にふれあえる環境づくりを進めることが重要となります。

一方、今後の文化・教育環境には、主体性・自主性の育成、創造性の育成、生きがいの創造が求められており、子どもからお年寄りまで、だれもが身近に文化活動や学習活動に取り組める環境づくりが重要です。

このため、より一層の学校教育環境の充実を図るのはもちろんのこと、文化財等の周辺整備や案内施設の設置を行うなど、新市が有する資源を楽しく学べる場づくりを推進します。また、図書館や公民館等を活用し、さらにネットワーク化を図ることで、だれもが日常的に文化・学習活動を行える環境づくりを進めていきます。

さらに、多彩なイベントや市民活動を推進・支援することで、芸術・文化・スポーツ活動を行う機会の提供、サポート体制の強化に努めます。

7) 自律的な市民参加によるまち

今後の社会環境の変化に柔軟かつ適切に対応し、新市全体が発展していくためには、行政主導型の施策だけでは限界があります。これまで、公の領域の多くは公共が担ってきました。しかし今後は、個人ができるることはまず個人で行い、できない部分を地域や民間が補完し、さらに地域や民間でできないことを公共が補完していくといった「補完性の原則」による新しい協働の行政システムを構築していくことが重要となります。市民にあっては、自らが住みやすさやにぎわいを、自らの手で育てていくような、主体的かつ自律的な取り組みが求められます。

このため、市民の自治活動を促進するとともに、行政情報の公開を推進し、合併を契機としてあらためてコミュニティ^{※11}の自立を目指します。その一方で、市民活動を支え、より効果の高い行財政の構築に向けた改革を推進します。

また、環境、福祉、防犯・防災、教育・文化等の様々な面で、ボランティア^{※12}活動等の市民活動を促進・支援し、自助のこころの醸成を目指します。

さらに、これらの活動の土台となる、年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、だれもが自立し、社会活動に参画できる社会環境づくりを推進します。

(3) 新市の都市構造

1) 連携軸の考え方

① 広域連携軸

北近畿タンゴ鉄道や、計画中の地域高規格道路を柱に、京阪神地方や北陸地方、ひいては全国に広がる広域的な連携を強化する軸として位置付けます。

このことで、技術交流や市場拡大による産業の活性化や、交流人口の増大による観光振興等につながる、ひと・もの・情報などの多彩な交流を広域的に促進します。

② 地域連携軸

現在の主要幹線道路（国道178、312、482号等）や光ファイバーなどの高速情報通信網を柱に、各地域核間及び周辺市町との連携を強化する軸として位置付けます。

この軸の強化により、各地域の施設等を共有・活用した効率的かつ効果的な生活利便性の向上など、新市の均衡ある発展を図るものとします。また、各地が有する自然環境・歴史資源などのネットワーク化を推進し、新市全体としての魅力の強化を図ります。さらに、新市の一体化、郷土意識の醸成につながる市民間の交流を促進するものとします。

2) 地域核の考え方

広域な面積を有する新市にあっては、全域にわたって、いかに生活利便性の維持・向上に努めるかが課題となります。したがって、現在の各町の市街地部を中心とする地区を、その周辺の発展を先導し、地域に適したサービスを実現する地域核として位置付けます。

さらに、それぞれの地区で行われる自治活動の促進や地域の実情に応じた施策を展開するための新たな仕組みづくりに取り組みます。

また、各町は、歴史的・文化的な成り立ちがそれぞれ異なっているため、それぞれの特色を活かした個性豊かな施策を展開します。

この地域核及び連携軸上において、全般的な視点から適正な施設整備を推進することにより、新市全体での市民サービス水準の向上に努めるものとします。

3) ゾーン別整備の方向性

新市域には、魅力ある資源の分布、産業の集積が見られます。合併を契機としてそれぞれの特性をより一層発展させ、分担・連携させることで、全体での魅力を強化していくことが望されます。したがって、特性の類似性、連続性、集積性等に配慮し、以下に示すゾーン区分を行います。

①交流わくわくゾーン（観光・水産業）

3町にまたがる海岸部の連続性、久美の浜、琴引浜、てんきてんき村をはじめとする観光、レジャー拠点、山陰海岸国立公園、若狭湾国定公園に指定された景勝、数多く点在する温泉などといった海岸沿いの資源を活かし、また、水産業の振興を図るなかで、観る・食べる・学ぶといった多様な形での海岸の魅力を強化します。

このことで、観光振興に資するもてなしの拠点、人々の健康増進につながるスポーツ、リフレッシュの空間を形成し、新市内外の人々の多様な交流あふれるゾーンを形成します。

②安らぎほのぼのゾーン（医療・福祉・農業）

丹後国営開発農地、砂丘畑を中心とした野菜、フルーツといった多彩な農産品を活用した農業の振興を図るとともに、滞在・体験型農業などによる交流の場づくりを進めます。

また、医療・福祉機能の強化、関連機関との連携を図るなかで、豊かな田園環境の中で心身ともに安らげるゾーンを形成します。

③体験ふれあいゾーン（森林・高原）

ブナ林、野間川渓谷に代表されるありのままの自然を守り、ふれあい、体験しながら学べる自然学習拠点づくりを進めます。

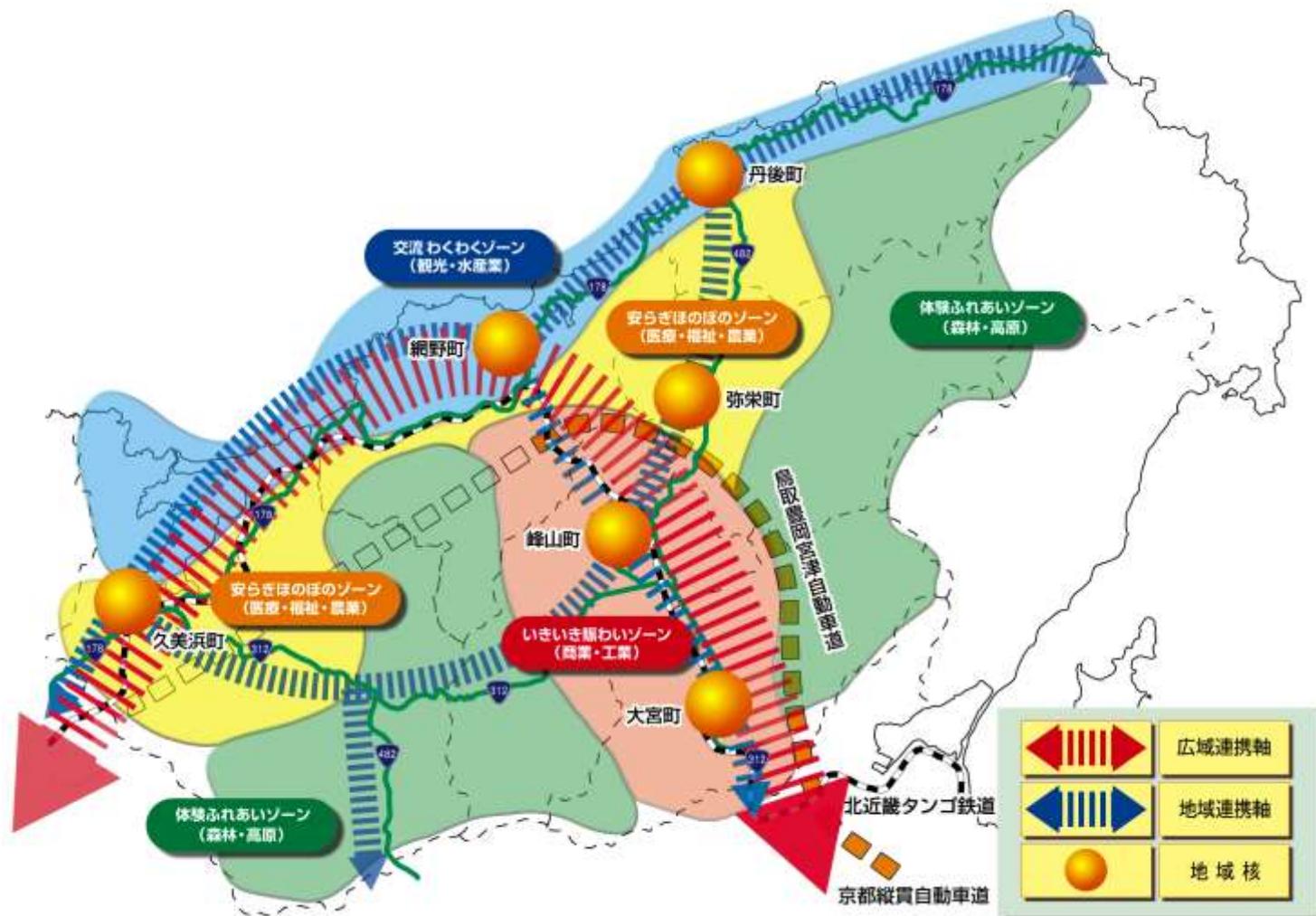
また、奥山自然体験公園、山村体験交流センター、天女の里などの山村体験型施設や、スイス村、碇高原などの交流拠点施設を活用し、新市内外の人々が森林・高原の自然を体験し、また、健康的な活動を行えるゾーンを形成します。

④いきいき賑わいゾーン（商業・工業）

既存の工業の高度化を図るとともに、京都府織物・機械金属振興センター等と連携するなか、新たな産業創造を含めた工業振興の拠点づくりを進めます。

また、既存の商業集積の高度化、活性化を図るとともに、駅前の整備等を進めるなど、京阪神地域等からの玄関口としてふさわしい機能を充実させます。

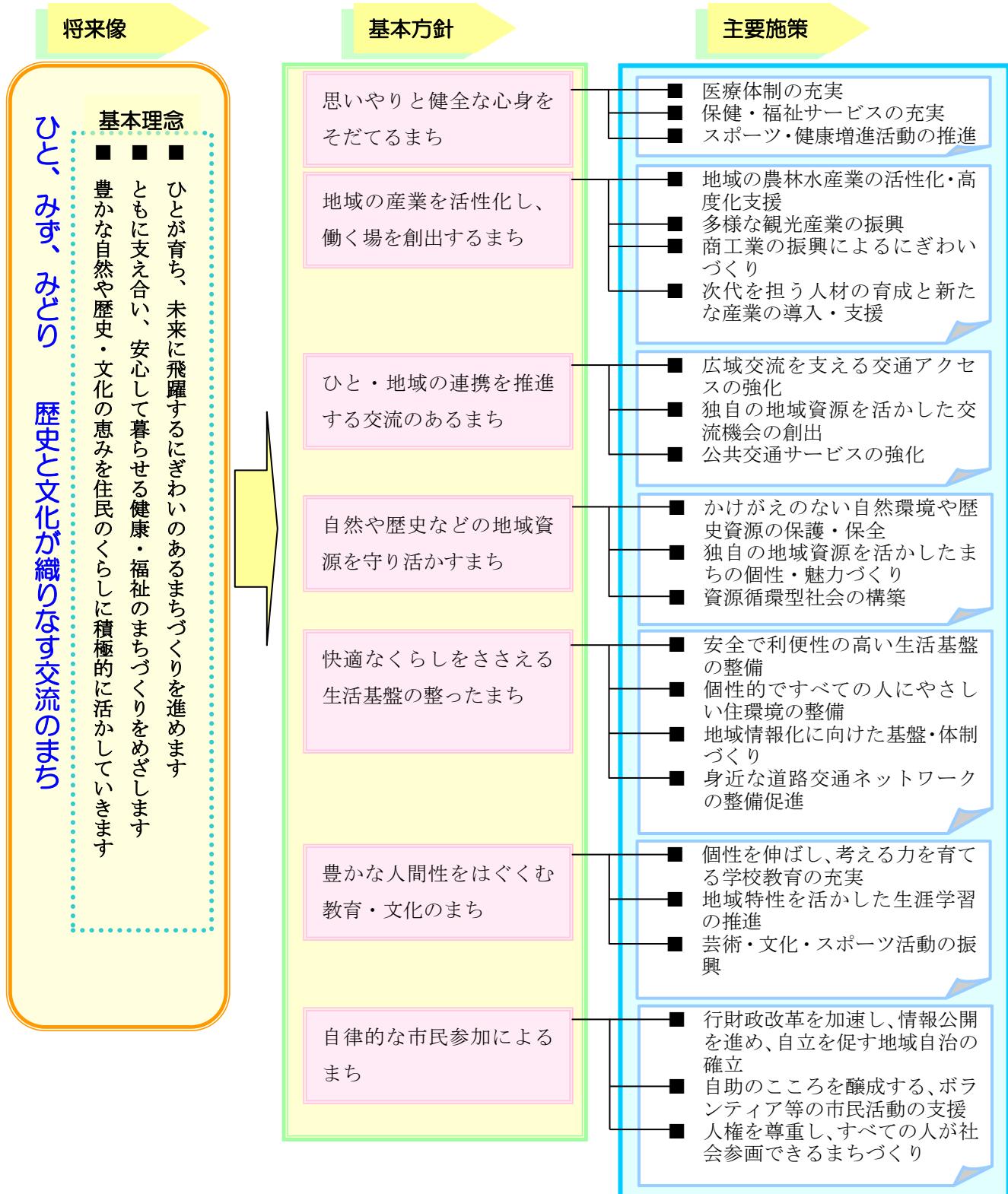
このことで、市民がいきいきと働き、新市内外の人々で賑わいあふれるゾーンを形成します。



新市の都市構造

(1) 施策の体系

新市建設の基本方針を実現するため取り組む主要施策の体系を以下に整理します。



(2) 新市の主要施策

1) 思いやりと健全な心身をそだてるまち

● 医療体制の充実

より一層多様で高度な医療ニーズに応えるため、医療機関における医療施設・機器等の充実を図ります。

また、いつでも、どこでも安心して医療サービスを受けられる医療環境づくりを目指し、保健・福祉分野等との連携の強化や、救急・休日体制の充実を進めるなど、きめ細かな医療体制の確保を図ります。

● 保健・福祉サービスの充実

すべての人が健康で心豊かなくらしを営める社会を目指し、保健・福祉に係る各種支援体制・機能の充実を図ります。

また、公共交通や高度情報通信基盤等を活用した、身近で利用しやすい保健・福祉サービスの提供に努めます。

さらに、安心して子育てができるための支援体制の強化、保育環境の充実等の取り組みを推進します。

● スポーツ・健康増進活動の推進

市民一人ひとりの自主的な健康づくりを促進するため、市民が日常的に取り組むスポーツ・健康増進活動を支援します。

また、新市に分布する温泉資源を活用した施設の整備、充実を図ることにより、新市内外の人々が集い、心身ともにくつろげる場の創出を図ります。

主要施策	主要事業	事業概要
医療体制の充実	医療施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 病院、診療所整備事業等
	高度医療機器整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 医療機器整備事業
	地域包括医療 ^{※13} 体制強化事業	<ul style="list-style-type: none"> 医療協議会(仮称)^{※14}の設置 地域医療体制の充実
	救急・休日医療体制確保事業	<ul style="list-style-type: none"> 在宅当番医制の充実など救急・休日医療体制の強化 第二次救急医療体制^{※15}の充実と病院群輪番制方式^{※16}の検討
保健・福祉サービスの充実	福祉の拠点づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> 総合保健・福祉センター整備の検討、地域の支援拠点機能の充実等
	介護・援護支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 障害者更生援護及び障害者社会復帰支援施設等整備の支援 高齢者福祉施設整備の支援、高齢者や障害者の自立と社会参加促進事業 生きがいと就労確保支援事業等
	保健支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 各種検診事業の充実、移送サービスの充実 広域的な保健事業の実施等
	保健・福祉支援システム構築事業	<ul style="list-style-type: none"> 双方向情報システム利用在宅介護・健康管理支援システムの構築 地域福祉計画の策定
	子育て支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児医療費の助成対象年齢の拡大（高校卒業（18歳以下）まで） 子育て支援センターの整備の検討 エンゼルプラン^{※17}の策定等
	保育環境整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 保育所施設の整備充実 延長保育・乳児保育等の充実 保育・就学前教育の充実の検討
スポーツ・健康増進活動の推進	スポーツ・健康活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 市民の健康づくり活動の支援等
	健康増進の拠点づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> 健康交流施設整備の検討、健康増進温浴施設整備の検討、国民保養温泉地指定の検討等

2) 地域の産業を活性化し、働く場を創出するまち

● 地域の農林水産業の活性化・高度化支援

農林水産業における生産環境の強化に向け、農林道や漁港等の基盤の充実を図ります。

また、豊かな自然環境の中で多彩な農水産物を育む、新市の農林水産業の特性を活かし、多様な流通販売体制の構築、付加価値性の高いブランド品の開発等を進めます。

さらに、就業者の減少、高齢化等が進行するなか、農林水産業の担い手の確保・育成のための取り組みを支援します。

● 多様な観光産業の振興

観光産業の振興に向けた新市独自の個性や魅力を強化するため、ちりめん産業に代表される伝統産業や、森林や海岸等の多彩な自然環境等を活用した滞在・体験型の観光施設の整備、充実を図ります。

また、観光施設・資源間の連携強化やネットワーク化等により、新市全体で観光的魅力の増幅を図ります。

さらに、関係機関との連携を強化し、観光案内、情報発信設備の充実等を図ることで、来訪者への適切な情報提供や広域的なPRの強化を図ります。

● 商工業の振興によるにぎわいづくり

商業の活性化に向けては、関係機関との連携を強化するとともに、まちなみや景観整備等による商店街等の魅力の向上を進めます。また、地元企業の育成、地域に適したきめ細やかなサービスの展開等の取り組みを促進、支援します。

工業の振興に向けては、新たな企業誘致やベンチャー企業の育成等を促進する立地基盤の強化を図ります。

また、既存の工業の活性化に資する各種支援体制の強化に努めます。

● 次代を担う人材の育成と新たな産業の導入・支援

新市の産業を担う人材の確保に向け、積極的な情報提供等によるUJITーンへの支援を進めるとともに、高等学校等の関係機関との連携による人材の育成に努めます。

また、大学等の高等教育機関との連携により、既存産業の高付加価値化や新たな産業の導入を促進します。

主要施策	主要事業	事業概要
地域の農林水産業の活性化・高度化支援	農林水産業基盤整備事業・整備促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ ほ場整備事業、農道整備事業、林道整備事業、漁港漁場整備事業等
	農村生活環境づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農村生活基盤整備事業 ・ 有害鳥獣対策事業
	多様な流通・販売体制構築事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 朝市や産直等による地場流通チャネル拡大^{※18}事業、地産地消の仕組みづくり(農林水産振興公社の検討)等
	地域產品ブランド化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水產品加工施設整備事業等 ・ 京の園芸産地育成支援事業、特產物流通支援事業、丹後のおいしい米づくり支援事業等
	農林水産業の多様な担い手の確保・育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ ふるさとのあすをひらく新規就業支援事業・農業法人等育成支援事業等
多様な観光産業の振興	伝統産業観光化促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ ちりめん産業の観光資源化への検討等
	滞在・体験型観光プログラム創造事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交流体験施設整備、マリンレジャー・海釣り公園等整備事業、自然景観活用交流施設整備事業等の検討 ・ 農村景観活用交流施設整備事業等
	観光施設資源ネットワーク化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光・温泉施設周遊プラン作成事業等
	観光情報提供機能強化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光案内サイン統一化事業、情報発信センター設置事業、アンテナショップ^{※19}設置事業等 ・ 観光協会等との連携強化
商工業の振興によるにぎわいづくり	商業活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商店街再生化事業、中心市街地活性化事業、地元企業の育成、消費者ニーズに対応した地域密着型商業の展開、既存産業支援事業、起業家支援事業、商業者の協業化、融資・助成制度の充実等 ・ 商工会等との連携強化
	工業立地基盤整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 丹後地域産業拠点^{※20}整備の促進と形成、工業団地造成事業、企業誘致、ベンチャー企業の育成等
	工業活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 織物業・機械金属業等の振興、融資・助成制度の充実等
次代を担う人材の育成と新たな産業の導入・支援	UJI ターン支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用関係機関・組織との連携、企業・雇用情報等の提供等
	人材育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府立高校・丹後地域職業訓練センターとの連携等
	研究機関等連携促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 丹後サテライト・オフィス^{※21}や丹後地域職業訓練センターとの連携、研究機関の誘致、大学等高等教育機関との連携交流等

3) ひと・地域の連携を推進する交流のあるまち

● 広域交流を支える交通アクセスの強化

京阪神等との広域的な交流を促進する交通ネットワークの強化に向け、道路網については、地域高規格道路の早期整備を働きかけます。鉄道網については、北近畿タンゴ鉄道の利便性の充実や主要駅及びその周辺の整備を図ります。

また、新市内の連携・交流を活発にし、一体となったまちづくりを推進していくため、新市内の幹線道路の整備、充実を図ります。

● 独自の地域資源を活かした交流機会の創出

新市の知名度の向上や交流人口の増大、新市に対する郷土愛の醸成を図るため、新市が一体として取り組むイベントや姉妹都市交流等の交流機会の創出に努めます。

また、新市内で受け継がれてきた特色ある行事やまつり等についても、その継続、発展に向け積極的に支援します。

● 公共交通サービスの強化

公共交通サービスの機能確保に向け、既存のバス路線等の維持に努めます。

また、すべての人が不自由なく快適に移動できる公共交通サービスの実現に向け、コミュニティバス^{※22}、福祉タクシー^{※23}等の充実・強化に向けた検討を進めます。

主要施策	主要事業	事業概要
広域交流を支える交通アクセスの強化	広域交通ネットワーク整備促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域高規格道路(鳥取豊岡宮津自動車道)の整備促進、幹線道路である国・府道の整備促進等
	鉄道利便性向上事業	<ul style="list-style-type: none"> ・KTR 利用促進事業、駅舎及び駅前整備事業等
	地域核間主要道路整備促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・主要地方道の整備促進、一般府道の整備促進等
	地域核内幹線道路整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線市道整備事業、都市計画街路事業、踏切改良事業等
独自の地域資源を活かした交流機会の創出	広域交流イベント事業	<ul style="list-style-type: none"> ・新市合併記念イベント、歴史街道丹後100キロウルトラマラソン等 ・姉妹都市づくりの検討
	地域内交流支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のまつりの開催支援等
公共交通サービスの強化	公共交通確保対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地方バス路線運行維持対策事業等
	だれにもやさしい公共交通サービス強化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバス導入の検討、福祉タクシーの充実等

4) 自然や歴史などの地域資源を守り活かすまち

● かけがえのない自然環境や歴史資源の保護・保全

新市の大きな特色となっている自然環境を将来にわたっても守り、育てていくため、森林や海岸等の保全に向けた施策を推進するとともに、条例化等のルールづくりによる、市民一事業者一行政が連携した保全体制の強化を図ります。

また、歴史的資源についても、伝統芸能の継承支援や文化財の保護等の取り組みを進めます。

● 独自の地域資源を活かしたまちの個性・魅力づくり

自然環境や歴史資源を特色ある地域づくりや観光等に積極的に活用していくため、レクリエーション拠点、学習の場等として必要な機能の充実や施設の整備を推進します。

また、これらの地域資源の周辺における個性や美しいまちなみづくりを創造する、良好な景観形成に向けた整備を進めます。

● 資源循環型社会の構築

身近な自然はもとより、地球環境にやさしい循環型社会の構築に向けて、省エネルギーやリサイクルの取り組み、ゴミ・廃棄物の適正な処理等を、新市が一体となって推進します。

また、循環型産業や新エネルギー等の導入・活用に向けた研究活動、実証事業を促進、支援します。

主要施策	主要事業	事業概要
かけがえのない自然環境や歴史資源の保護・保全	自然環境・景観保全事業	<ul style="list-style-type: none"> ・国立・国定公園保全活用事業等 ・里山棚田保全整備事業 ・海浜保全事業、森林保全事業等
	自然環境・景観条例制定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本条例・景観条例の制定
	歴史資源保存活用事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市誌編纂事業、達人バンク制度^{※24}の導入等 ・伝統芸能の継承支援、文化財の保護活用等
独自の地域資源を活かしたまちの個性・魅力づくり	歴史と文化のまちづくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・古墳等の歴史資源周辺環境整備事業、丹後王国文化・歴史遺産の公開の検討等
	良好なまちなみ景観形成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自然景観に配慮した道路づくり事業等 ・歴史的まちなみ保全事業、温泉街の雰囲気づくり事業の検討等
資源循環型社会の構築	ゴミ・廃棄物処理体制強化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・資源ゴミリサイクルの推進、不法投棄の防止、産業廃棄物の適正処理等
	環境保全活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミゼロ市宣言都市 ・環境ISO（IS014001）^{※25}の取得
	循環型エネルギー研究・実証事業	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス^{※26}利活用フロンティア推進事業等 ・京都エコエネルギープロジェクトの推進

5) 快適なくらしをささえる生活基盤の整ったまち

● 安全で利便性の高い生活基盤の整備

安全で安定した給水体制の確立に向けた上水道整備、公共水域の水質保全を含めた下水道整備等、市民の日常生活に欠かすことのできない生活環境基盤の整備を推進します。
また、災害に強く、犯罪や事故のない、市民が安全に暮らせるまちづくりを進めるため、河川や港湾等の改修整備、防災・安全施設・体制の強化を図ります。

● 個性的ですべての人にやさしい住環境の整備

秩序ある土地利用を図りつつ、新市の豊かな自然環境を活かした身近な公園や緑地等の整備、優良な宅地や住宅の供給といった快適な住環境の形成に向けた整備を進めます。
さらに、公共施設等のバリアフリー化を進め、高齢者や障害者を含めたすべての人にとってくらしやすい地域づくりを進めます。

● 地域情報化に向けた基盤・体制づくり

近年の急速な情報化に対応するため、高速情報通信基盤網を新市全域に構築し、情報格差の是正や難視聴地区の解消を図ります。
これらの高度情報通信基盤を活かし、福祉、防災、教育など様々な分野における市民サービスの向上や行政事務の効率化等に向けた、新たなシステムの導入を検討します。

● 身近な道路交通ネットワークの整備促進

日常的な市民生活に密接な関わりを持つ生活道路については、利便性の向上や防犯・安全対策、冬季における円滑な移動の確保等を考慮しながら、計画的な整備を進めます。
また、自転車・歩行者の散策ネットワークの構築により、歩行者や自転車が楽しく移動できる環境づくりを進めます。

主要施策	主要事業	事業概要
安全で利便性の高い生活基盤の整備	生活環境基盤整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 各種上下水道事業、浄化槽市町村整備推進事業※²⁷等 斎場整備事業
	水辺環境整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 河川改修事業、港湾整備事業、河川・湖沼・海浜の水質保全・美化等
	防災・安全環境整備事業	<ul style="list-style-type: none"> デジタル防災無線システムの整備 府衛星通信防災情報システムとの機能連携
個性的ですべての人にやさしい住環境の整備	身近な公園・緑地整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ポケットパークの整備事業等 花いっぱい運動の推進
	優良住宅整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 公営住宅建替え事業、宅地造成事業
	地域バリアフリー化※ ²⁸ 促進事業	<ul style="list-style-type: none"> 駅・公的施設等のバリアフリー化促進事業等
地域情報化に向けた基盤・体制づくり	地域情報化推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 広域情報ネットワーク整備事業(C A T V※²⁹・電子申請、届出※³⁰・高速インターネット接続・I P電話※³¹など)
	電子自治体構築事業	<ul style="list-style-type: none"> 地域インターネット※³²整備事業(行政情報提供システム・公共施設予約システム・図書館情報提供システム・防災情報提供システム・観光情報提供システムなど) 業務系システム構築事業 財務会計システム構築事業 戸籍電算化事業 投票管理システム構築事業 電子投票システムの導入の検討
	電子投票導入検討事業	
身近な道路交通ネットワークの整備促進	人にやさしい生活道路整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 市道整備事業、都市計画事業等
	冬期の円滑な交通の確保対策事業	<ul style="list-style-type: none"> 除雪体制の充実
	自転車・歩行者散策ネットワーク形成事業	<ul style="list-style-type: none"> 歴史街道※³³等の自転車、歩行者散策ネットワーク整備の検討等

6) 豊かな人間性をはぐくむ教育・文化のまち

● 個性を伸ばし、考える力を育てる学校教育の充実

学校教育においては、基礎・基本を大切にし、学力の向上を目指した各種学習プログラムの導入と指導体制の強化を図ります。

また、高度情報通信基盤を活用した情報教育等、多様な個性や能力を活かす教育環境システムの充実を図ります。

さらに、老朽化した小中学校等の校舎の改修など、安心して楽しく学習できる教育環境づくりを進めます。

なお、学校評議員制^{※34}や2学期制、学校評価^{※35}など新たな教育システム導入について、地域の実態や教育課題などを把握し、協議する場を旧町単位に設置します。

● 地域特性を活かした生涯学習の推進

歴史と文化にあふれた新市の特性を活かすとともに多様化する学習ニーズに応えるため、市民が主体的に学習活動を行える生涯学習施設の整備、充実、体制の強化を図ります。

また、高度情報通信基盤を活用し、これらの施設間のネットワーク化を図るなど、より身近に学習できる生涯学習環境を形成します。

● 芸術・文化・スポーツ活動の振興

市民が優れた芸術・文化等に触れることのできる機会の創出に努めるとともに、市民の自主的な文化活動の支援、発表の場の創出を図ることで、新たな市民文化の醸成を図ります。

また、体育・スポーツ活動の振興や団体の育成・支援や各種スポーツ大会の開催等を通じて、市民のスポーツ活動の活発化と競技力の向上を図ります。

青少年の健全育成に向けては、関連団体の育成・組織の連携、強化を図るとともに、海外派遣等の活動を推進します。

主要施策	主要事業	事業概要
個性を伸ばし、考える力を育てる学校教育の充実	基礎・基本を大切にする学校教育環境づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・少人数指導、習熟度別学習システムの積極的活用等 ・国際理解教育の充実 ・新たな教育システムの導入検討 ・教職員の資質の向上と教育相談事業の充実 ・保育・就学前教育の充実の検討 ・地域教育協議会(仮称)の設置
	情報活用教育支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・マルチメディア教育^{※36}導入支援事業等
	小中学校等施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・各小中学校改修事業等 ・学校配置の適正化、通学区域の弾力化の検討
地域特性を活かした生涯学習の推進	生涯学習拠点づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館等生涯学習関連施設の整備・充実の検討 ・生涯学習の推進体制の整備・充実
	生涯学習ネットワーク化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館の情報等ネットワーク化事業 ・IT講習等の充実
芸術・文化・スポーツ活動の振興	芸術・文化・スポーツ活動拠点づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・丹後王国文化・歴史遺産の公開の検討等 ・芸術・文化・スポーツ体感の場創出事業 ・社会体育施設整備事業等
	芸術・文化活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の芸術・文化活動の支援、市民文化祭の開催等
	体育・スポーツ活動振興及び団体育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の体育・スポーツ活動・団体への支援、各種スポーツ大会の実施等
	青少年健全育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年団体の育成、組織の連携強化等 ・青少年の海外派遣事業の推進

7) 自律的な市民参加によるまち

● 行財政改革を加速し、情報公開を進め、地区の自立を促す地域自治の確立

政策評価システムの導入や適正な職員の配置、地方独立行政法人^{※37}制度の導入検討等の効果的な行財政改革に向けた取り組みを進めます。

また、自治活動の促進、支援を行うとともに、市民が求める行政情報の積極的な公開を進めることで、市民が主体的に望ましい暮らしを育んでいく、自立ある地域づくりを目指します。さらに、そのための新たな体制づくりに取り組みます。

● 自助のこころを醸成する、ボランティア等の市民活動の支援

市民一人ひとりに自助のこころを醸成するなかで、ボランティア活動等の市民活動の育成、積極的な支援を進めます。

そしてこうした活動を、福祉・環境保全・教育・文化といった様々な分野にわたって、行政との協働により進めていく、市民参画型のまちづくりを進めます。

● 人権を尊重し、すべての人が社会参画できるまちづくり

性別、年齢、障害の有無等にかかわらず、すべての人が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指し、男女共同参画社会の実現に向けた仕組みづくりや、学校、家庭、職場などの様々な場における学習・啓発活動の促進、支援体制の強化等を図ります。

主要施策	主要事業	事業概要
行財政改革を加速し、情報公開を進め、自立を促す地域自治の確立	自治活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域振興協議会^{※38}の設立 ・ 支所に地域パートナーの配置 ・ 地域自治活動の支援 ・ 公民館の体制整備と活動強化
	情報公開推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報公開条例^{※39}の制定、個人情報保護条例^{※40}の制定
	行財政改革推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策評価システム^{※41}、PFI^{※42}事業の導入検討、職員適正管理計画の策定 ・ 地方独立行政法人制度の導入検討 ・ 郵政公社への業務委託の検討
自助のこころを醸成する、ボランティア等の市民活動の支援	市民参加型まちづくり支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ NPO^{※43}の育成・ボランティア活動の支援 ・ 社会福祉協議会等との連携 ・ まちづくり基本条例^{※44}の制定 ・ わがまち、わがむらづくり支援事業^{※45} ・ 地域振興基金^{※46}（仮称）の造成 ・ 公募委員等の仕組みづくりの検討
人権を尊重し、すべての人人が社会参画できるまちづくり	すべての人の社会参画支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画社会実現のための仕組みづくり ・ 人権教育の推進等



新市における京都府事業

1 基本方針

京都府では、新市の建設を支援するため、新市の施策と緊密な連携を図りながら、新市の一体性の確立や合併関係町間の整備水準の均一化等に資する事業を積極的に推進します。

2 新市建設のための京都府の支援事業

①新市の一体性の確立の支援

国道その他幹線道路、地域間の交流・連携を促進する道路、農道・林道等の整備を推進し、地理的格差の解消と地域内ネットワークの整備を進め、新市の一体性の確立を図ります。

- 広域連携軸を構成する道路ネットワーク整備
 - ・鳥取豊岡宮津自動車道
 - ・国道 178 号、国道 312 号、国道 482 号
 - ・主要地方道 網野峰山線、網野岩滝線
- 地域間連携軸を補完する道路ネットワーク整備
 - ・主要地方道 野田川大宮線
 - ・一般府道 間人大官線、掛津峰山線
- 観光ルートを構成する道路ネットワーク整備
 - ・主要地方道 久美浜湊宮浦明線、弥栄本庄線
 - ・一般府道 浜詰網野線、浅茂川下岡線(街路)
- 周辺地域とのアクセスのための道路整備
 - ・主要地方道 網野久美浜線
 - ・一般府道 上延利線、井辺平線、芦原甲山線
- 農道・林道等の整備
 - ・府営広域営農団地農道整備事業(丹後地区)
 - ・府営農村振興総合整備事業(丹後地区)
 - ・丹後縦貫林道リフレッシュ整備事業
- 国・府道の交通案内標識の整備

②農林水産業の基盤整備水準の均一化・連携強化の支援

ほ場の整備、漁港漁場の整備等の推進など、国の補助事業を積極的に活用し、新市の農林水産業の基盤整備水準の均一化・連携強化を支援します。

- 経営育成基盤整備事業
 - ・久美浜町海部北部地区
 - ・丹後町竹野沖田地区
 - ・弥栄町環竹野川地区
- 地域水産物供給基盤整備事業(間人漁港)
- 広域漁場整備事業(丹後地区)
- 漁港漁場機能高度化事業(北丹後西地区)
- 甲山(蓮池)地域用水環境整備事業

③新市移行に伴う支援

市制施行に伴って、福祉関係事務など京都府から新たに委譲される事務が新市において円滑かつ適切に処理されるよう必要な助言・調整等を行うとともに、新市との人事交流を行うなど新市における事務の執行を支援します。

3 新市建設計画の施策体系と関連する京都府の各種施策・事業一覧

新 市 の 基 本 方 针	新 市 の 主 要 施 策	新 市 の 主 要 事 業	府 の 事 業	
			事 業 概 要	説 明
1 思いやり と健全な 心身をそ だてるま ち	医療体制の充 実	医療施設整備事業	医療施設等の整備支援	
		高度医療機器整備事業	医療施設等設備整備の充実支援	
		地域包括医療体制強化事業	へき地医療支援機構とへき地医療拠点病院群との連携促進	
			へき地診療所等の医師確保に対する支援	
			与謝の海病院の機能充実	
	保健・福祉サー ビスの充実	救急・休日医療体制確保事業	第一次、第二次及び第三次救急医療体制の整備支援	
		福祉の拠点づくり事業	福祉施設等の整備支援	
		介護、援護支援事業	福祉施設等の整備支援	
		保健支援事業	乳幼児検診等に係る医師派遣等による支援	
		子育て・保育環境整備事業	子育て支援センターの整備に関する支援	
	スポーツ・健康 増進活動の推 進	保育環境整備事業	保育施設等の整備支援	
		健康増進の拠点づくり事業	健康増進のための機能の充実支援	
2 地域の産 業を活性 化し、働く 場を創出 するまち	農林水産業基盤整備事業・整 備促進事業 【京都府市町村合併支援事 業 ■新市町村建設のため の基盤整備等 ○農道林道 等整備事業、○農業農村整備 事業、○水産基盤整備事業】	府営広域営農団地農道整備事業	丹後地区	
			府営農村振興総合整備事業 (通称: フルーツライン)	丹後地区
			丹後縦貫林道リフレッシュ整備事業	リフレッシュ整備事業、緑のふるさと林道建設事業
		経営体育成基盤整備事業	継続: 久美浜町海部北部地区・丹後町竹野沖田地区 新規: 弥栄町環竹野川地区	
			地域水産物供給基盤整備事業	継続: 間人漁港
			広域漁場整備事業	丹後地区
			漁港漁場機能高度化事業	北丹後西地区
		農村生活環境づくり事業	中山間地域活性化の支援	
			有害鳥獣対策の支援	
	多様な観光产 業の振興	多様な流通施設、販売体制構 築事業	地産地消の推進(仕組みづくり)と販路拡大の支援	
		地域産品ブランド化事業	「京のブランド産品」の生産・販売支援	
		農林水産業の多様な担い手 の確保・育成事業	意欲ある人材の育成等に向けた新規就業支援事業の充実	
		滞在・体験型観光プログラム 創造事業	地域資源を活用した観光環境整備等の支援	
	商工業の振興 によるにぎわ いづくり	観光施設資源ネットワーク 化事業	府農業公園「丹後あじわいの郷」の誘客対策の充実	
		観光情報提供機能強化事業	地域資源を活用した観光環境整備等の支援	
	商工業の振興 によるにぎわ いづくり	商業活性化事業	商店街活性化支援事業等の推進	
		工業立地基盤整備事業	丹後地域産業拠点の整備検討	

新市の方針	新市の主要施策	新市の主要事業	府の事業	
			事業概要	説明
2 地域の産業を活性化し、働く場を創出するまち	商工業の振興によるにぎわいづくり	工業立地基盤整備事業	企業誘致の推進	
		工業活性化事業	北部基幹産業基盤強化支援事業の推進	
	次代を担う人材の育成と新たな産業の導入・支援	人材育成事業	職業訓練センターへの支援	
		研究機関等連携促進事業	京都工芸繊維大学丹後サテライトオフィス積極的活用、大学連携講座の開設	
3 ひと・地域の連携を推進する交流のあるまち	広域交流を支える交通アクセスの強化	広域交通ネットワーク整備促進 【京都府市町村合併支援事業 ■新市町村建設のための基盤整備等 ○道路整備事業】	広域連携軸を構成する道路ネットワーク整備	地域高規格道路 鳥取豊岡宮津自動車道 国道 178 号・国道 312 号・国道 482 号 主要地方道：17 網野峰山線・53 網野岩瀬線
		鉄道利便性向上事業		北近畿タンゴ鉄道宮津線の運営支援
		地域核間主要道路整備促進事業 【京都府市町村合併支援事業 ■新市町村建設のための基盤整備等 ○道路整備事業】	地域間連携軸を補完する道路ネットワーク整備	主要地方道：76 野田川大宮線 一般府道：656 間人大宮線・663 掛津峰山線
			観光ルートを構成する道路ネットワーク整備	主要地方道：49 久美浜淡宮浦明線・57 弥栄本庄線 一般府道：665 浜詰網野線・673 浅茂川下岡線（街路：浅茂川網野駅線）
	公共交通サービスの強化	公共交通確保対策事業	周辺地域とアクセスのための道路整備	主要地方道：20 網野久美浜線 一般府道：617 上延利線・654 井辺平線・669 芦原甲山線
4 自然や歴史などの地域資源を守り活かすまち	かけがえのない自然環境や歴史資源の保護・保全	自然環境・景観保全事業	集落水源山地整備事業	大宮町上常吉
			共生保安林整備事業	丹後町花下り地区・弥栄町木橋地内
		歴史資源保存活用事業	文化財の保護	
	独自の地域資源を活かしたまらの個性・魅力づくり	歴史と文化のまちづくり事業	古墳等の歴史資源周辺環境整備事業等への支援	
		良好なまちなみ景観形成事業	歴史的まちなみ保全事業等への支援	
	資源循環型社会の構築	循環型エネルギー研究・実証事業	京都エコエネルギープロジェクトの推進	
5 快適なくらしをささえる生活基盤の整ったまち	安全で利便性の高い生活基盤の整備	生活環境基盤整備事業	国府道の交通案内標識の整備（全域）	
			国府道の交通安全施設の整備	
			甲山（蓮池）地域用水環境整備事業	
			農業用河川工作物応急対策事業	久美浜町中井根
			治山堰堤の新設	久美浜町海土地内
			府営水田農業経営確立排水対策特別事業	峰山町赤坂
			急傾斜地崩壊対策事業	丹後町久僧・吉永地区・網野町新庄地区・久美浜町河梨地区
			砂防堰堤の整備	奥地川
			福田川下流地域等の水道水源の確保	

新市の方針	新市の主要施策	新市の主要事業	府の事業	
			事業概要	説明
5 快適なくらしをささえる生活基盤の整ったまち	安全で利便性の高い生活基盤の整備 個性的ですべての人にやさしい住環境の整備 地域情報化に向けた基盤・体制づくり 身近な道路交通ネットワークの整備促進	生活環境基盤整備事業 水辺環境整備事業	ふるさとの水確保対策事業	
			河川改修事業	福田川・川上谷川・佐濃谷川・竹野川・宇川・小西川・新庄川・俵野川等の河川改修
			久美浜湾の整備（港湾環境・侵食対策）	
			公有地造成護岸等整備事業	
			海岸保全施設の整備	久美浜・後ヶ浜海岸の侵食対策
			離湖の水辺環境整備の推進	
		優良住宅整備事業 地域バリアフリー化推進事業	府営住宅の整備	
			駅・公的施設等のバリアフリー化に対する支援	
		地域情報化推進事業	地域情報化推進の支援	
		冬期の円滑な交通の確保対策事業	国府道の除雪体制の充実	
6 豊かな人間性をはぐくむ教育・文化のまち	個性を伸ばし、考える力を育てる学校教育の充実 地域特性を活かした生涯学習の推進 芸術・文化・スポーツ活動の振興	基礎・基本を大切にする学校教育環境づくり事業	T・T指導等きめ細かな学習指導を行うための支援	
			国際理解教育への支援	
		小中学校等施設整備事業	公立学校施設整備事業の円滑化への支援	
		生涯学習ネットワーク化事業	大学連携講座の開設支援	
		芸術・文化・スポーツ活動拠点づくり事業	文化振興への支援	

※ なお、このほか京阪神地域との時間距離を短縮し、新市の地域ポテンシャルの向上に大きく寄与する京都縦貫自動車道の整備に引き続き取り組みます。



公共施設等の統合整備

公共施設等については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、市域の特殊性やバランス及び適正配置、さらには財政事情を考慮しながら、逐次、統合及び整理を図っていきます。統合及び整理の検討にあたっては、行財政運営の効率化はもとより、公共施設等の有効利用、相互利用等の取組みを推進しながら、住民サービスの低下を招かないよう配慮するものとします。

学校、保育園等については、将来人口や地域の特性を考慮しながら今後のあり方を検討するものとします。

新市の庁舎については、市民の利便性及び行政運営の効率化を図るため、峰山町及び大宮町の庁舎に本庁機能を集約化し整備するものとし、合併に伴い支所となる旧役場庁舎等については、日常的な窓口業務等の機能を維持させることで、市民サービスを低下させない、市民に身近なところで行政サービスが行える体制を構築するものとします。



財政計画

新市における財政計画は、平成 16 年度から平成 36 年度までの 21 年間について、歳入・歳出の項目ごとに平成 30 年度までの実績等をもとにして、普通会計（公営企業会計以外の会計を総合して一つの会計としてまとめたもの）ベースで作成したものです。

【歳 入】

■地方税

- ・平成 29 年度の決算額をもとに、市民税については、将来の高齢化の影響を考慮し、地方税を見込んでいます。

■地方交付税

- ・平成 30 年度の普通交付税額をもとに、普通交付税の算定の特例による算定替を見込んでいます。

■分担金及び負担金

- ・平成 29 年度決算額等をもとに、算定しています。

■国庫支出金、府支出金

- ・平成 29 年度決算額等をもとに、生活保護費国庫負担金のほか普通建設事業等に係る国庫支出金、府支出金を見込んでいます。

■地方債

- ・新市建設計画における主要事業の実施に伴い、合併特例債及び過疎債・辺地債等の発行を見込んでいます。

【歳 出】

■人件費

- ・定員管理計画による職員数の減少等を見込んでいます。

■物件費、補助費等

- ・平成 29 年度決算額をもとに、今後の行財政改革の取り組みによる経費の節減等を見込んでいます。

■扶助費

- ・平成 29 年度決算額をもとに、福祉事務所（生活保護費等）経費を見込んでいます。

■公債費

- ・平成 29 年度までの借入に対する償還額を算定し、新市建設計画に基づく合併特例債や新たな地方債に係る償還額を見込んでいます。

■積立金

- ・「ふるさと応援基金」等への積立を見込んでいます。

■繰出金

- ・平成 29 年度決算額をもとに、後期高齢者・介護保険会計等への繰出金の将来の高齢化による増加や公営企業会計への繰出金の増加を見込んでいます。

■普通建設事業費

- ・合併特例債、過疎債及び辺地債の発行可能推定額の限度内において、新市建設計画事業及びその他の普通建設事業を見込んでいます。

■歳入

(単位:百万円)

項目	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
地方税	5,462	5,288	5,277	5,852	5,848	5,574	5,237	5,129	5,030	5,001	5,023	5,073	5,032	5,131	5,100	5,110	5,121	5,040	5,052	5,063	4,990
譲与税等	1,705	1,798	2,007	1,467	1,346	1,308	1,315	1,230	1,108	1,114	1,182	1,717	1,532	1,538	1,579	1,510	1,499	1,719	1,724	1,724	1,724
地方交付税	12,741	12,965	12,758	12,278	12,823	13,110	13,899	14,575	14,724	15,020	15,085	14,843	14,549	14,377	14,112	13,694	13,523	13,303	13,267	13,192	13,093
分担金及び負担金	129	110	112	120	96	93	112	122	134	115	169	298	280	284	282	274	292	294	297	287	289
使用料及び手数料	1,397	1,313	1,217	1,122	1,066	1,034	1,022	1,029	1,015	1,005	909	569	585	589	570	569	568	575	568	561	554
国庫支出金	3,004	2,991	1,888	1,875	1,862	5,337	3,420	3,271	2,930	3,048	4,274	3,894	4,297	3,658	3,930	3,871	3,039	2,991	3,087	3,603	3,585
都道府県支出金	2,752	2,386	1,756	1,974	1,827	2,311	2,214	2,546	2,147	2,407	3,081	2,507	2,329	2,451	2,511	2,449	2,435	2,417	2,434	2,334	2,339
地方債	4,224	3,258	3,266	3,372	3,896	5,086	4,751	4,062	4,645	4,255	6,820	3,241	2,363	3,378	4,461	4,013	4,120	3,880	3,823	3,848	4,293
その他	691	1,571	1,991	2,435	2,004	2,099	1,845	1,814	1,723	1,421	2,581	3,640	3,303	3,419	3,929	3,047	2,320	2,473	2,350	1,894	1,886
合 計	32,105	31,680	30,272	30,495	30,768	35,952	33,815	33,778	33,456	33,386	39,124	35,782	34,270	34,825	36,474	34,537	32,917	32,692	32,602	32,506	32,753

■歳出

(単位:百万円)

項目	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
人件費	7,129	6,944	6,407	6,245	6,010	5,485	5,554	5,552	5,351	5,230	5,366	5,423	5,350	5,351	5,339	5,281	5,911	5,766	5,673	5,583	5,527
物件費	4,728	4,261	3,850	3,917	3,929	4,175	4,594	4,526	4,413	4,487	4,811	4,858	4,963	4,945	5,029	5,386	4,331	4,481	4,441	4,320	4,328
維持修繕費	157	191	216	326	320	350	502	576	423	317	477	385	572	919	650	605	611	614	615	616	617
扶助費	2,818	3,165	2,927	3,143	3,323	3,551	4,420	4,667	4,714	4,686	5,022	4,997	5,346	5,204	5,184	5,121	5,126	5,134	5,143	5,152	5,161
補助費等	2,453	2,332	2,557	3,091	2,814	4,151	2,903	2,681	2,528	2,425	2,665	3,202	3,023	2,881	3,027	3,359	4,695	4,739	4,836	4,823	4,838
公債費	5,199	5,321	5,521	5,730	5,516	5,384	5,308	5,447	5,409	4,896	4,684	4,754	4,401	4,596	4,694	4,732	4,662	4,826	4,770	4,513	4,321
積立金	313	807	839	369	391	921	1,375	1,156	1,139	1,977	1,664	2,032	1,762	870	434	319	318	317	316	316	316
繰出金	2,587	2,835	3,031	2,621	2,848	3,152	3,587	3,620	3,846	3,930	4,001	4,211	4,215	4,340	4,263	4,001	2,621	2,635	2,657	2,674	2,692
普通建設事業費	4,497	2,898	3,534	3,926	4,194	6,969	4,399	4,336	4,619	4,329	8,486	4,410	3,523	3,814	5,457	3,908	3,946	3,961	3,952	4,329	4,792
その他	1,321	2,183	849	638	597	818	288	548	467	206	439	87	191	749	2,142	1,621	454	25	25	25	25
合 計	31,202	30,937	29,731	30,006	29,942	34,956	32,930	33,109	32,909	32,483	37,615	34,359	33,346	33,669	36,219	34,333	32,675	32,498	32,428	32,351	32,617
差引収支	903	743	541	489	826	996	885	669	547	903	1,509	1,423	924	1,156	255	204	242	194	174	155	136

用語集

※1 中山間地域	平野の周辺部から山間部に至る、まとまった耕地が少ない地域。
※2 モータリゼーション	交通手段が自動車中心となり、自動車が人々の生活の中で広く利用されるようになること。
※3 公債費	市町村が借り入れた資金（借金）の返済に要する費用。
※4 扶助費	福祉施設の入所する費用や福祉手当の費用などの各種福祉サービスに要する費用。
※5 補助費	消防署の運営負担や各種団体への補助金等。
※6 地産地消	消費者にとっては地域で作られているものを消費する（食べる）、生産者にとっては食べる人の地域で作る、という意味。
※7 UJI ターン	<p>(UJターン) 地方出身者が出身地へ戻ること。</p> <p>(Jターン) 地方出身者が出身地には戻らず、大都市と出身地の間の他の地域に移ること、または、出身地の近くの地域に移ること。</p> <p>(Iターン) 大都市で生まれ育った者が地方へ移ること、または地方出身者が出身地以外の地域に移ること。</p>
※8 省エネルギー	エネルギーを効率的に利用することによって、より少ないエネルギーで大きな効果をあげること。
※9 リサイクル	資源の節約や環境負荷の低減のために、不用品や廃物を再生して利用すること。
※10 コミュニケーション	社会生活を営む人間の間に行われる知覚、感情、思考の伝達。言語、文字、その他視覚・聴覚に訴える各種のものを媒介とするもの。
※11 コミュニティ	人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、およびその人々の集団。地域社会。共同体。
※12 ボランティア	ラテン語の「ボランタス（自由の意思）」が語源。「自らの意思で、見返りを期待しない社会的貢献」をいう。
※13 地域包括医療	治療のほか、保健サービス、在宅ケア、リハビリテーション、福祉・介護サービスのすべてを包括するもので、全人的医療を提供するもの。
※14 医療協議会	医師・歯科医師・薬剤師、医療を受ける立場にある者や学識経験者からなる委員で構成され、地域の医療を提供する体制等に関する事項を協議する機関。
※15 第二次救急医療体制	<p>○初期救急医療体制：比較的軽症な患者の医療を担当する医療機関による体制。</p> <p>○二次救急医療体制：手術・入院を必要とする重症の患者に対応する病院による体制。</p> <p>○三次救急医療体制：多臓器不全、多発外傷、脳卒中、心筋梗塞等の重篤な患者に高度な医療を総合的に提供する救急救命センター等による医療体制。</p>
※16 病院群輪番制方式	地域内の病院が共同連帯して、輪番制方式により、休日夜間の診療体制を整備する方式。
※17 エンゼルプラン	厚生省が中心となって子育て支援のための施策を作成・推進する「子育て支援総合計画」のこと。
※18 チャンネル拡大	消費者のニーズに的確に対応するため、市場流通だけでなく、直販店や宅配便等を利用した直販ルートや外食産業等の大口顧客との契約取引など、流通の幅を広げていくこと。
※19 アンテナショップ	都市部での情報発信及び物産販売を行う小売店。町外での交流人口の増大とそれにともなう誘客の増大、物産の販売拡大。
※20 丹後地域産業拠点	環境配慮型・地域資源活用型の産業拠点。
※21 丹後サテライト・オフィス	府北部の中小繊維・機械産業などをサポートするために京都府織物・機械金属振興センター内に設置された「京都工芸繊維大学丹後サテライト・オフィス」を指す。

※22 コミュニティバス	従来の路線バスではカバーしきれない地域や交通空白地域で運行されるバス。
※23 福祉タクシー	お年寄りや体の不自由な方々も利用できるように改良されたタクシーのこと。
※24 達人バンク制度	産業や地域の歴史等に関する知識や技術に優れた高齢者などを達人として登録制度を設け、生涯学習や文化振興の指導者や担い手とする制度。
※25 環境ISO (ISO14001)	1947年に設立されたスイスのジュネーブに本部を持つ非政府組織、国際標準化機構（International Organization for Standardization）のこと。 ISOの定めた環境マネジメントシステム規格（ISO14000シリーズ）の中で、企業だけでなく、自治体、学校などあらゆる種類、規模の組織が、廃棄物やエネルギーの削減などの目標を定め、その実行、点検、見直しを継続的に行う環境マネジメントシステムの構築の際に求められる規格で、審査登録機関の審査に合格すれば、その組織は認証を登録することができる。
※26 バイオマス	生物有機体をエネルギー資源として見る考え方を示し、世界的な資源不足時代の中から生まれた言葉。
※27 凈化槽市町村 整備推進事業	下水道事業で事業実施できない区域の住宅等を対象とし、市が事業主体となり、戸別の浄化槽を計画的・集中的に整備管理する下水処理事業。
※28 バリアフリー化	高齢者、障害者等が利用しやすいよう狭い通路や段差等を解消し、高齢者や障害者等と健常者との障害・障壁を取り払うこと。
※29 CATV	ケーブルテレビ、有線テレビ。同軸ケーブルや光ファイバーなどの有線で、テレビ放送や各種の情報を加入世帯の受像機に分配する。
※30 電子申請、届出	各種申請や届出等の手続きをインターネット上でオンライン化。
※31 IP電話	インターネット（IP「インターネット・プロトコル」）を利用して提供される音声通話（電話）サービスのこと。
※32 イントラネット	インターネットの技術を利用して構築される企業内情報通信網のこと。
※33 歴史街道	近畿の歴史文化資源をいかし、日本文化の発信基地づくり、新しい余暇ゾーンづくり、歴史文化をいかした地域づくりをめざす計画。市域では、北丹後地区「丹後王国まほろば海道」と口丹後地区「絹と伝説がありなすロマン街道」があり、丹後の豊かな歴史遺産を保全しながら全国に発信・観光客の誘致を図る取り組みの総称。
※34 学校評議員制	学校が地域住民の信頼に応え、家庭や地域と連携して一体となって子どもの健やかな成長を図っていくためには、今後より一層地域に開かれた学校づくりの在り方を求めて推進していく必要がある。そのためには、保護者や地域住民等の意向を把握・反映し、その協力を求めるとともに、学校運営の状況等を周知するなど、学校としての説明責任を果たしていくための制度。
※35 学校評価	組織体としての学校が、その機能をどの程度十分に果たしているかを、学校が設定した教育目標の達成度という観点から明らかにし、その結果に基づき、学校の教育活動全般についての改善を図ることを目的として行う評価のこと。 具体的な評価の対象には、教育課程の編成・実施についての評価（教育課程評価）や子どもの学習活動の評価（学習評価）、各教科等における教師の指導の評価（授業評価）のほか、組織、施設・設備、会計・経理など、学校の教育活動に関するすべての事柄を含む。
※36 マルチメディア教育	知識を楽しく疑似体験できるという視聴覚教育の長所と個性に応じた学習を双方でやりとりするというコンピュータ教育の長所を兼ね備えた教育。
※37 地方独立行政法人	独立行政法人制度を活用し、地方公共団体とは別の法人格を有する法人が、地方公共団体の業務の一部を執行すること。このことで、従来の制

	度的枠組みにとらわれることなく、財務、組織、人事管理運営を行い、より効率的な方法により業務を遂行することが期待される。
※38 地域振興協議会	市町村合併によって求められる行き届いたサービスの提供や住民意向の反映などのために、条例に基づいて旧町単位に設置し、地域の振興に係る行政施策を包括的に協議・提言する組織。
※39 情報公開条例	自治体に対し、自治体の保有する情報の公開を求める権利を住民の権利として制度的に確立するもの。
※40 個人情報保護条例	自治体による個人情報の収集・利用などは本人の同意を前提とし、目的外の利用を禁じるなどの適正管理を定める条例。また、本人から申し出があった場合、個人情報の開示や訂正を認めるもの。
※41 政策評価システム	自治体が実施している施策や事務事業の成果、執行状況を、自治体自らが住民の視点に立って点検・評価し、その結果を次の企画・立案に活かすことによって政策の質的向上を図るためのシステム。
※42 PFI	PFI (Private Finance Initiative (プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) の略で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法。
※43 NPO	「Non Profit Organization」の略で、利益を追求することを主目的とせず社会貢献や慈善活動を行う、民間や一般住民によって構成された活動組織。
※44 まちづくり基本条例	「開かれたまちづくり」と「住民主体のまちづくり」を目的とし、自治体の基本的な運営の仕方を規定する自治体の憲法と言うべき条例。
※45 わがまち、わがむら づくり支援事業	住民のまちづくりに関する自主的な取り組みをさらに拡大し、住民が中心となって考え、住民と行政が役割を分担して行う、地域づくりを積極的に進めるための市町村が行う支援事業。
※46 地域振興基金	コミュニティ活動や民間団体への助成、地域行事への助成などの地域住民の連帯の強化及び新市の一体感を形成するための事業並びに地域振興策のために設ける合併特例基金で、合併特例債によって39. 3億円基金造成できる。